
南相馬市
農林水産業再興プラン

農林水産業の現場を元気にするために

この南相馬市農林水産業再興プランは、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、従前の計画である南相馬市農林水産振興プランを策定した平成21年当時の状況から、本市農林水産業を取り巻く情勢が極めて大きく変化し、取り組むべき課題や施策等に大幅な修正が生じていることから、新たな課題等の解決に向けて取り組んでいくために必要な施策等を盛り込んで策定したものです。

再興プランでは、農林水産業への就業意欲が減退した働く現場の「人」に、農林水産業に携わることの喜びや幸せを実感していただくことが何よりも大切であるという思いなどから、基本理念を「農林水産業の現場を元気にする」と決めました。

農林水産業の現場を元気にするために各分野に将来像を示していますが、その実現に向けては、担い手の不足や放射性物質の不安、経営の低迷等といった多くの課題があります。このような農林水産業の現場の現状や課題を的確に捉えて施策を具現化することにより、ひとつひとつ丁寧に課題を解決していくことが重要です。それぞれの農林水産業者の方々が、目指すべき将来像へ進んでいけるよう、市としても最大限の支援に努めてまいります。

最後に、再興プランの策定にあたって、アンケートやヒアリングにご協力いただきました農林水産業者の皆様、貴重なご意見等をいただきました策定委員会や作業部会の皆様、さらには、地域協議会の方々をはじめ、多くの市民の方々に対しまして、心から御礼申し上げます。引き続き、本市農林水産業の再興に向け、関係者の皆様のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

南相馬市長

桜井 勝延

目次

はじめに	1
1 再興プラン策定の趣旨	
2 再興プランの位置づけ	
3 再興プランの構成	
4 再興プランの計画期間	
第1章 南相馬市農林水産業のグランドデザイン	3
第1節 南相馬市の農林水産業の将来像	4
1 農林水産業再興の基本理念	5
(1) 基本理念	5
(2) 各主体の役割	5
2 農林水産業の将来像	6
(1) 農業分野	6
(2) 林業分野	8
(3) 水産業分野	9
第2節 南相馬市の農林水産業の現状・課題	11
1 本市の農林水産業の概況（統計データに基づく）	12
(1) 農業分野	12
(2) 林業分野	20
(3) 水産業分野	21
(4) 震災及び原発事故による被災・復旧状況	22
2 本市の農林水産業の現状と課題（市内全域）	26
(1) 農林水産業共通	26
(2) 農業分野	26
(3) 林業分野	27
(4) 水産業分野	28
3 本市の農林水産業の現状と課題（避難指示区域）	29
第3節 将来像の達成に向けた再興施策の方向	31
1 再興施策の方向（市内全域）	32
(1) 農林水産業共通	32
(2) 農業分野	35
(3) 林業分野	40
(4) 水産業分野	41
2 再興施策の方向（避難指示区域）	43

第2章	アクションプログラム	45
1	農林水産業共通	46
2	農業分野	47
3	林業分野	50
4	水産業分野	52
参考資料		55
1	チャレンジ作物一覧	56
2	農業者アンケート	57
3	水産業者アンケート	59
4	策定体制・経過	61

はじめに

1 再興プラン策定の趣旨

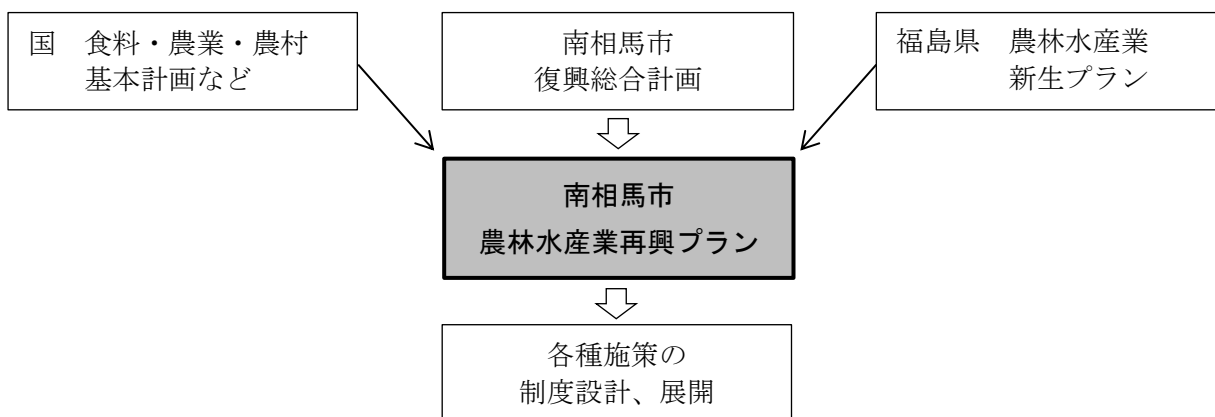
農林水産業については、本市の基幹産業として位置づけ各種の施策を展開してきた。この間、米消費の減少や食の安全への関心、環境保全での農山漁村の多面的機能¹への期待など、農林水産業を取り巻く情勢は大きく変化し、新たな取組が求められていた。このような状況や課題などを踏まえ、農山漁村が有する多面的・公益的機能を十分に発揮し、農林水産業を地域資源の循環利用により力強く振興することを目指し、「南相馬市総合計画」を踏まえ、農林水産分野における戦略的計画として「南相馬市農林水産振興プラン」を平成 21 年 3 月に策定し、各種施策を推進してきた。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災（以下「震災」という。）が発生し、多くの人命が失われるとともに、農地や水利施設、森林や林道、漁港や漁場などに甚大な被害が発生した。さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）が発生し、大量の放射性物質が放出されたことから、多くの市民が避難を余儀なくされるとともに、農地、森林、漁場の汚染、農作物の作付制限、農林水産物の出荷制限等や沿岸漁業の操業自粛、風評被害等が発生し、本市の農林水産業は極めて厳しい状況に置かれることとなった。

そこで、本市は、震災及び原発事故からの復興、そして発展に向け、平成 27 年 3 月に「南相馬市復興総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定した。本市の基幹産業である農林水産業については、総合計画を踏まえ、再生及び振興を目指し、農林水産業者や有識者等の意見を聞き取り、現場の声を反映した実効性のある計画として、「南相馬市農林水産再興プラン」（以下「再興プラン」という。）を策定した。

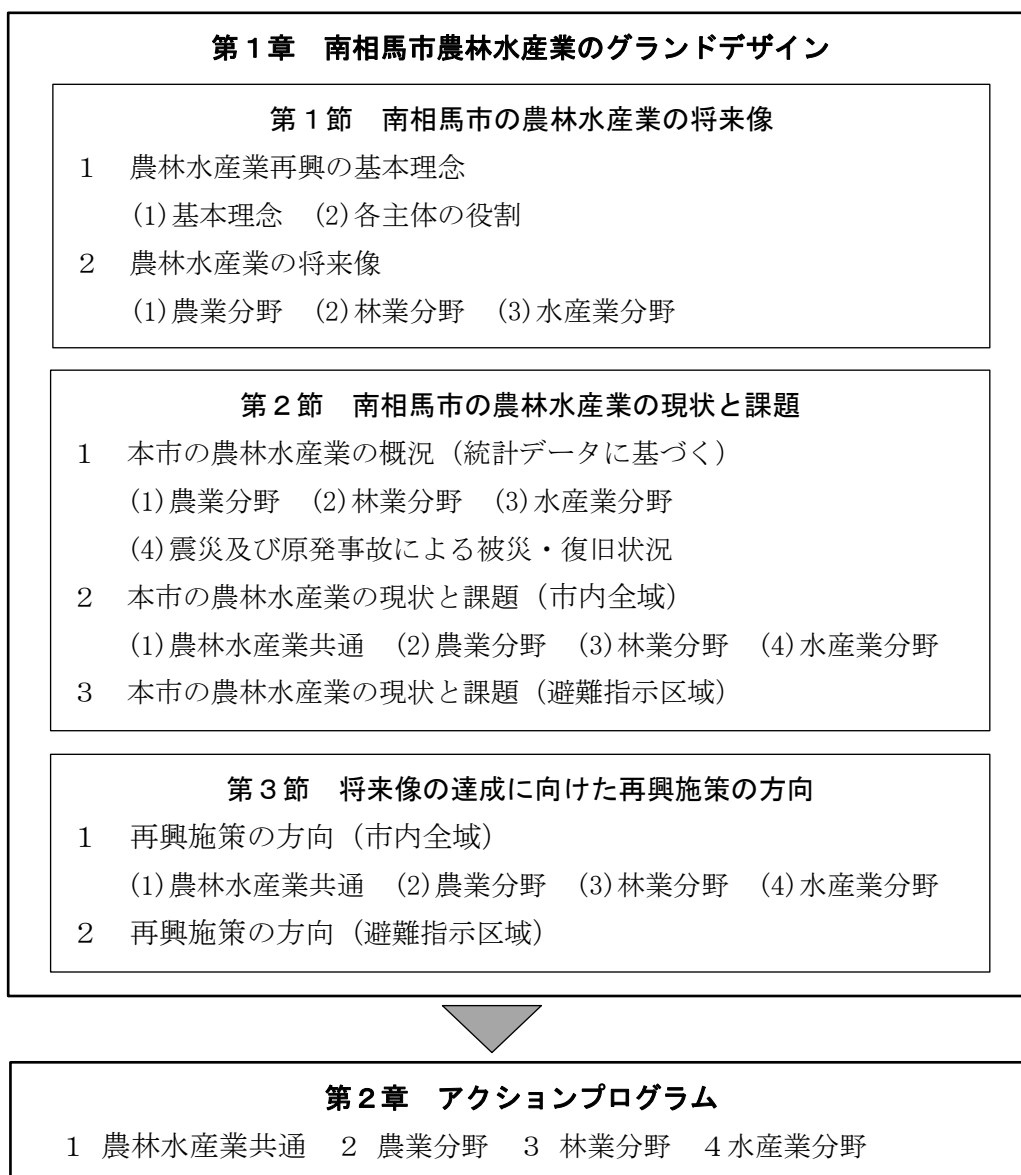
2 再興プランの位置づけ

再興プランは、総合計画の農林水産分野の戦略的計画として位置づけるものであり、本市の農林水産業再興に向けた各種施策の制度設計や展開にあたっての基本となるものである。



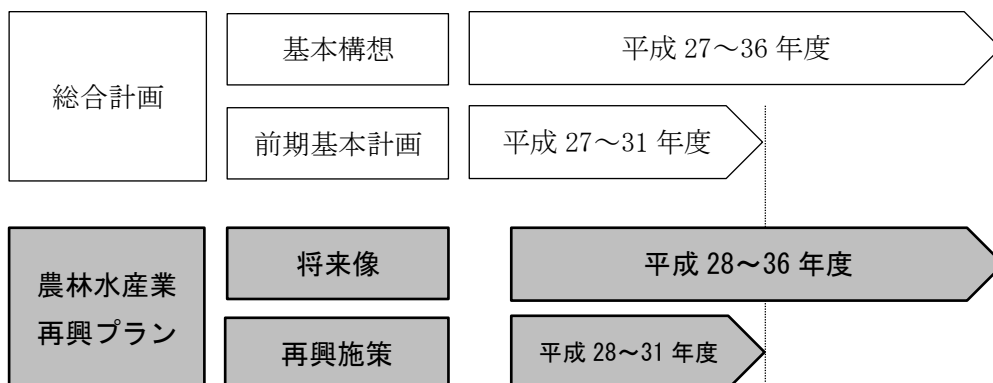
¹ 多面的機能：国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承など、農山漁村で農林水産業の生産活動が行われることにより生じる農林水産物を提供する機能以外の多面にわたる機能。

3 再興プランの構成



4 再興プランの計画期間

再興プランでは、将来像の目標年次を総合計画の基本構想と連動させて平成36年度とし、再興プランに示す再興施策の実施期間は総合計画の前期基本計画と連動させて平成31年度までとする。なお、再興プランの策定後は進行管理に努め、概ね2年ごとにアクションプログラムの見直しを行う。



第 1 章
南相馬市
農林水産業の
ランドデザイン

第1章 第1節
南相馬市の
農林水産業の
将来像

1 農林水産業再興の基本理念

(1) 基本理念

再興プラン策定にあたり、農林水産業者と意見交換する中で多くの意見が出されたのは、今後も農林水産業に携わっていくことに対する不安である。その背景には以前からの高齢化や担い手不足に加え、震災及び原発事故の影響により、農林水産業者の就業意欲が減退していることや風評被害の影響等が考えられる。そのため、就業意欲を高め、所得を向上させることで農林水産業に携わる誰もが、安定した生活を送ることができ、それぞれに夢や楽しみを持って、幸せを感じられるように、「農林水産業に携る『人』が働く現場を変える」ことが重要である。

よって、農林水産業再興にあたっての基本理念を

「農林水産業の現場を元気にする」と定める。

「元気にする」には4つの想いを込めている。

ひとつは、所得を向上させ、安定した生活が送れること。

ひとつは、安心して農林水産物を生産・漁獲することができ、

丹精込めた収穫物や漁獲物を食べてもらう喜びを味わえること。

ひとつは、美しい農山漁村の環境・景観を守り育てていること。

ひとつは、地域内外の人々と交流し、楽しみを分かち合えること。

この基本理念に基づき、農林水産業の将来のあるべき姿（将来像）を示し、その実現のための施策を最大限推進していくよう努めるものとする。

(2) 各主体の役割

当地方に古くから息づく「報徳仕法」の教えのひとつである「一円融合（何事も一人ではなく力を合わせて行動すること）」に通ずる考えを尊重し、再興プランにおいても、農林水産業者、事業者、市民、市の役割を明確にしつつ、かつ互いに連携して農林水産業の再興を図るものとする。

◆農林水産業者の役割

農林水産業に携わる者やこれらに関係する団体は、安全な食料の安定的な生産・供給に努めるとともに、自らが農山漁村の地域づくりの主体であることを認識し、主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

◆事業者の役割

事業者は、食材等を使用するときは、地産地消に努めるとともに、おもてなしの心を持って地場産品の提供及びPRに努めるものとする。

◆市民の役割

市民は、地場産品の消費者として、地域で生産される農林水産物の消費・利用に努めるものとする。

◆市の役割

市は、農林水産業の再興に向けた施策を関係者や国・県などの関係機関と連携しながら総合的に推進するものとする。

2 農林水産業の将来像

本市の農林水産業者の働く現場は、高齢化や担い手不足に加え、震災及び原発事故の影響により、就業意欲が減退するなど深刻な状況にあり、廃業を考えている農林水産業者も少なくない。この現状を踏まえ、就業意欲を高め、所得を向上させることで、農林水産業に携わる誰もが、安定した生活を送ることができ、それぞれに夢や楽しみを持って、幸せを感じられるように、「農林水産業に携る『人』が働く現場を変える」ことが重要である。そのため、基本理念に基づき、平成36年度を目標に、将来のあるべき姿（将来像）を以下に示す。

各農林水産業者の実情や特性に応じて以下の将来像を適宜組み合わせることで、より現場に即した将来像となり得るものである。

(1) 農業分野

◇農業経営の将来像（経営体が目指す経営の形）

① 施設園芸による労働集約型の農業

施設での園芸作物の生産や、水稲などと組み合わせた複合経営等により、多様な作物を栽培し、周年出荷することで、収益性を確保する新たな農業。



② 大規模土地利用型の農業

ほ場の大区画化や汎用化、農地の集積・集約化、農業用機械の大型化、適した品種の選択や組み合わせ等による、低コスト化、高作業効率化の生産性の高い農業。



③ 高品質・高生産性型の畜産業

肉用牛や乳用牛、豚において、優良な素畜の導入や効率的利用、自給飼料の生産拡大等を進め、品質と生産性の高い畜産業。



◇地域農業の将来像（地域内の農業者や関連産業との連携により目指す地域農業の形）

④ 6次産業化²型の農業

各農業者が自ら生産、加工、販売を通じて付加価値を生み出すとともに、商工業者と連携した農商工連携により収益を増大させる農業。



⑤ 南相馬の地域ブランドを構築する農業

市全体で、産地化に向けた高品質で特色のある農産物の生産を推進して、南相馬農産物の地域ブランドを構築する農業。



⑥ 観光・交流型の農業

農業者や地域の持つ魅力を引き出し、農業者が主体となって、農業体験や農家民宿³等のグリーン・ツーリズム⁴を推進することで、都市消費者との交流の活性化を目指す。また、地産地消や食育などの取組を推進し、市民と農業者の交流を活性化させる農業。



⑦ 地域の美しい環境・景観を守り育てる農業

地域の農業者と住民が協力し合い、農地、水路等の維持管理等に取り組み、住み心地が良く、誇りの持てる、美しい環境・景観を守り育てる農業。



² 6次産業化：1次産業としての農林水産業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

³ 農家民宿：施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動に必要なサービスを提供する営業のこと。

⁴ グリーン・ツーリズム：農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

(2) 林業分野

① 再生された森林

間伐、造林、樹種転換等の森林整備の推進により、森林の持つ公益的機能の持続的発揮や、放射性物質に汚染された森林の再生を目指す。森林を自然レクリエーションや都市農村交流の場として活用する。



② 集約化・効率化された林業・木材産業

森林施業の集約化と効率化により生産性を向上させる林業・木材産業。



③ 地産地消などによる林業・木材産業

木質バイオマス⁵や木材の地産地消⁶等による森林資源の需要を創出する林業・木材産業。



④ 安全な特用林産物⁷の生産ができる林業

きのこの生産施設の整備、安全なきのこ原木やおが粉の確保により、安全なきのこ生産ができる林業。



⁵ 木質バイオマス：木に由来する有機性資源の総称。木材の他に樹木の枝葉、製材工場などの残材や建築廃材などを含む。

⁶ 地産地消：地域の農林水産物の利用を促進することにより、地域の農林水産物の消費を拡大する取り組み。

⁷ 特用林産物：森林の産物のうち、きのこ、山菜などで、建築や製紙パルプなどに使われる一般用材を除いたもの。

(3) 水産業分野

① 高品質・高付加価値化型の漁業

漁獲物の安全性の確保や品質の向上とともに、ブランド化を図ることにより、付加価値を高め、収益性を向上させる漁業。



② 協業型の漁業

低コスト化や品質の向上、資源の維持などを図るために、シラス、ホッキ貝、サケ等の魚種ごとに、段階的に協業化へ転換する漁業。



③ 豊かな資源を活かした水産業

サケの増殖事業におけるふ化から放流、捕獲までの循環の確保、内水面遊漁⁸における内水面を活用した地域のレクリエーション活動の支援の推進により、本来有していた豊かな水産資源を活かした水産業。



④ 消費者とつながる水産業

水産加工品の開発、漁業体験、漁港周辺等での消費者との交流活動により、多角的な経営を図る水産業。



⁸ 内水面遊漁：河川、池、沼など淡水における遊漁のこと。

第1章 第2節
南相馬市の
農林水産業の
現状と課題

1 本市の農林水産業の概況（統計データに基づく）

(1) 農業分野

① 農家数

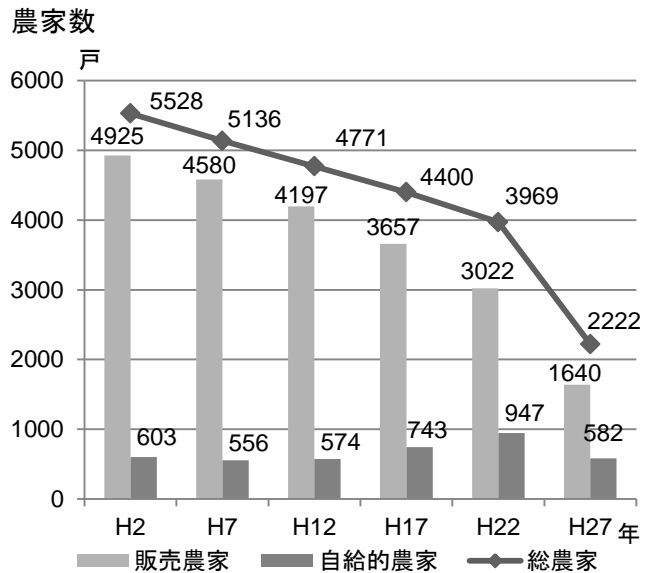
本市の総農家数は減少傾向にあり、平成2年から22年までの20年間で約28%減少している。震災後の27年では、総農家数は2,222戸となった。

販売農家⁹も総農家数に合わせて減少傾向にあり、震災後の平成27年は1,640戸となっている。自給的農家¹⁰は、7年以降、増加傾向にあったが、震災後の27年は582戸である。

総農家数に占める販売農家の割合は、平成22年で約76%であり、27年では約74%となっている。

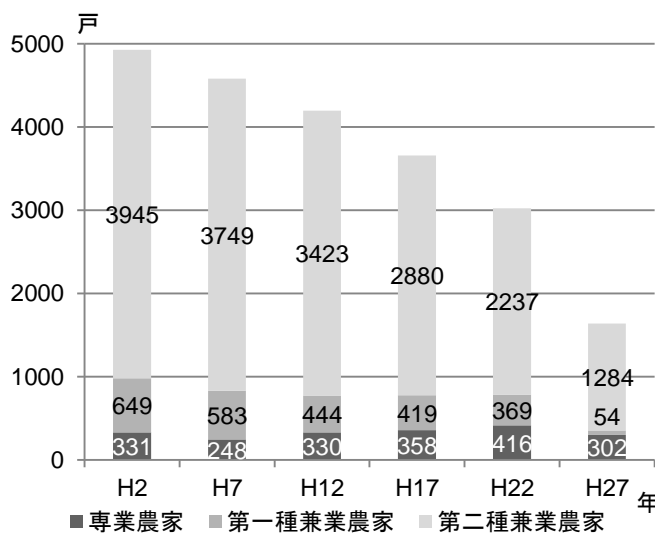
専業別農家数を見ると、平成22年では、専業農家¹¹の割合は約14%で、農業を生計の主としない第二種兼業農家が約74%を占めている。震災後の27年では、専業農家の割合は約18%で、第二種兼業農家は約78%であり、専業の比率は震災前後でさほど変化していない。

専業農家は、平成7年以降増加傾向にあったが、平成27年では302戸となっている。兼業農家¹²は減少傾向にあり、27年では第一種兼業が54戸、第二種兼業が1,284戸である。



出典：農林業センサス

専業別農家数



出典：農林業センサス

経営耕地面積規模別で見ると、0.5～1.0haの農家が最も多く、概ね2割を占めている。次いで、1.0～1.5haの農家、2.0～3.0haの農家が多くなっている。

⁹ 販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農林業センサス調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。

¹⁰ 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農林業センサス調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家。

¹¹ 専業農家：世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。

¹² 兼業農家：世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。第1種兼業農家は農業所得を主とする兼業農家。第2種兼業農家は農業所得を従とする兼業農家。

平成17年から22年までで、10ha未満の農家は同数か減少しているが、10ha以上の規模の大きい農家は増加している。

経営耕地面積規模別農家数(販売農家)

単位：戸

	計	経営耕地面積なし	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0
H17	3,657	-	4	311	823	682	575	662	401	149	44	6	-
H22	3,022	3	4	248	616	582	445	551	348	143	66	14	2

「-」：調査は行ったが事実のないもの。

出典：農林業センサス

②農業従事者数

主に農業に従事している基幹的農業従事者数¹³は、平成12年から17年まで約7%増加したが、平成17年から22年にかけては約6%減少した。震災後の27年は、22年の3分の1程度の従事者数となっている。

年齢階層別にみると、60歳以上が大きな割合を占めており、特に75歳以上の占める割合が非常に増加している。平成22年における60歳以上の占める割合は8割弱となっている。一方で、60歳未満の働き盛りの従事者は、平成12年では約33%であったのが平成22年では約22%と減少している。以上の傾向は、震災後の27年において、より顕著となっている。

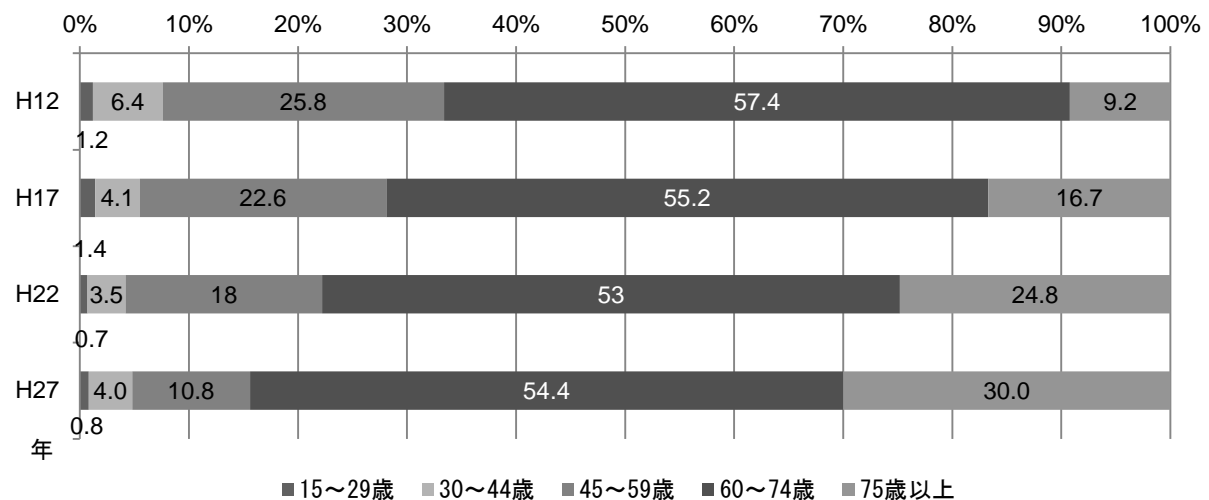
基幹的農業従事者数

単位：人

年齢階層	H12	H17	H22	H27
15～29歳	34	44	19	8
30～44歳	183	127	101	40
45～59歳	744	693	521	109
60～74歳	1,655	1,696	1,533	547
75歳以上	265	512	717	302
計	2,881	3,072	2,891	1,006

出典：農林業センサス

基幹的農業従事者数の年齢階層別構成比



¹³ 基幹的農業従事者：農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

③認定農業者数

平成26年度末の認定農業者¹⁴数は269人となっている。平成23年度末と比較すると、小高区で40人減、鹿島区で4人減、原町区で28人減、合計72人の減少となっている。

認定農業者数

単位：人

年度	H23	H24	H25	H26
小高区	90	82	75	50
鹿島区	87	86	87	83
原町区	164	161	159	136
計	341	329	321	269

出典：農政課資料

④農業法人

平成22年の農業法人の組織形態別事業体数は、会社組織が20経営体、各種団体が10経営体、農事組合法人¹⁵が5経営体となっている。震災後の27年では、会社組織が13経営体、各種団体が2経営体と減少している。

平成25年時点の農業法人の営農類型別事業体数をみると、比較的多い営農類型は、水稻＋野菜などで8経営体、施設野菜・花き類で5経営体、養豚・肉用牛・酪農で5経営体である。

組織形態別事業体数

単位：経営体

組織形態	H12	H17	H22	H27
農事組合法人	1	1	5	-
会社	8	16	20	13
各種団体	-	9	10	2
法人計	9	26	35	15

出典：農林業センサス

営農類型別事業体数（平成25年10月1日時点 各種団体を除く）

単位：経営体

水稻＋野菜など	露地野菜類	施設野菜・花き類	露地野菜・花き類＋施設野菜・花き類	養豚・肉用牛・酪農	その他の作物	食品加工など	不明
8	1	5	2	5	2	2	3

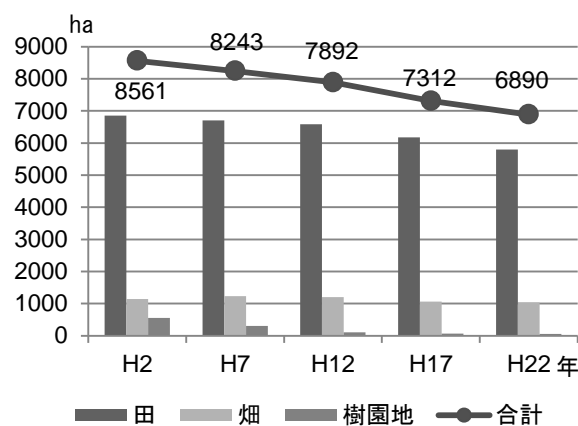
出典：農政課資料

⑤耕地面積

本市の耕地面積（販売農家）は減少傾向にあり、平成2年から平成22年にかけて、約1,671ha（約20%）減少した。

平成2年から22年にかけて、田は1,055ha（約15%）、畑は113ha（約10%）、樹園地は503ha（約90%）減少しており、樹園地の減少は著しい状況である。

耕地面積（販売農家）



出典：農林業センサス

¹⁴ 認定農業者：効率的で安定的な農業経営を目指す「農業経営改善計画」を作成し、市町村長の認定を受けた農業者。

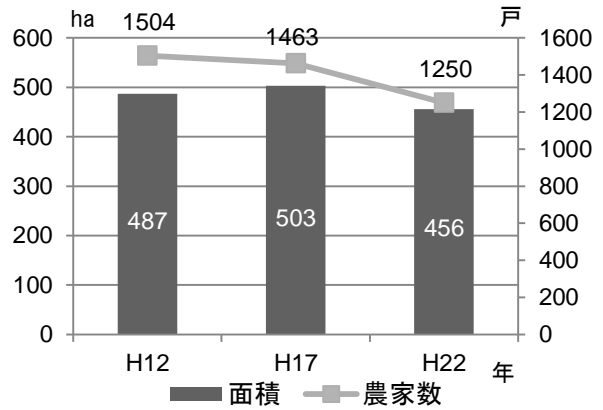
¹⁵ 農業組合法人：農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人。

⑥耕作放棄地（総農家）

農家数の減少に伴い、耕作放棄地のある農家数も減少していると思われるが、耕作放棄地の面積は大きな増減なく、400ha 台後半から 500ha 程度の推移となっている。

平成 22 年では、総農家数 3,969 戸のうち、約 3 分の 1 が耕作放棄地をかかえている。総農家の経営耕地面積 7,053ha に対し、耕作放棄地は 456ha（約 6%）となっている。

耕作放棄地（総農家）



出典：農林業センサス

⑦作物の作付(栽培)状況、家畜などの飼養状況（販売農家）

稲が作付農家数及び作付面積共に最も多く、平成 22 年では 2,641 戸、4,331ha となっている。しかし、平成 12 年と比較すると農家数、面積共に減少している。次いで露地野菜類が農家数及び作付面積共に多く、平成 22 年では 580 戸、292ha となっている。露地野菜類は、平成 12 年と比較すると農家数、面積共に増加している。そのほか、いも類や豆類も農家数及び作付面積が比較的多い状況である。

販売目的の作物別作付(栽培)農家数と作付(栽培)面積（販売農家）

単位：戸、ha

	稲		麦類		雑穀		いも類		豆類		工芸農作物	
	作付農家数	作付面積	作付農家数	作付面積	作付農家数	作付面積	作付農家数	作付面積	作付農家数	作付面積	作付(栽培)農家数	作付(栽培)面積
H12	3,740	4,698	88	x	20	3	250	45	225	40	42	25
H17	3,214	x	30	x	53	18	247	47	273	74	37	22
H22	2,641	4,331	19	55	24	9	207	42	217	71	31	18

	野菜類				花き類・花木				その他の作物			
	露地		施設		露地		施設		露地		施設	
	作付農家数	作付面積	栽培農家数	栽培面積	作付(栽培)農家数	作付(栽培)面積	栽培農家数	栽培面積	作付(栽培)農家数	作付(栽培)面積	栽培農家数	栽培面積
H12	467	232			31	22			39	x		
H17	567	242	210	22	34	x	34	x	49	x	28	x
H22	580	292	216	26	27	11	42	4	36	36	10	1

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

出典：農林業センサス

平成 22 年の野菜類の作付農家数（次ページ）をみると、きゅうり、だいこん、はくさい、なす、ねぎ等を栽培する農家が多い状況である。

家畜等の飼養状況（次ページ）をみると、肉用牛は平成 12 年から 22 年にかけて、飼養経営体数は 78 戸（約 42%）、飼養頭数は 1,496 頭（約 46%）の大幅な減少となっている。乳用牛も同様に、飼養経営体数は 9 戸（約 21%）、飼養頭数は 278 頭（約 22%）の減少となっている。豚もまた平成 12 年から 22 年にかけて、飼養経営体数が 13 戸から 5 戸に減少している。

平成22年 販売目的の野菜類の作物別作付（栽培）農家数（販売農家）

単位：戸

作物	農家数	作物	農家数	作物	農家数	作物	農家数
トマト	226	だいこん	282	カリフラワー	45	ちんげんさい	74
なす	273	にんじん	123	ごぼう	39	にら	46
ピーマン	96	さといも	147	こまつな	116	にんにく	84
きゅうり	284	いちご	14	さやいんげん	98	ふき	12
キャベツ	248	すいか	32	さやえんどう	49	ブロッコリー	162
はくさい	278	メロン	2	しゅんぎく	100	みずな	53
レタス	79	アスパラガス	31	スイートコーン	5	みつば	13
ほうれんそう	213	えだまめ	64	しょうが	46	やまのいも	17
ねぎ	267	かぶ	69	セルリー	2	れんこん	2
たまねぎ	115	かぼちゃ	205	そらまめ	33	その他の野菜	86

出典：農林業センサス

販売目的の家畜などを飼養している農家数と飼養頭羽数（販売農家）

単位：戸、頭

	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	飼養経営体数	飼養頭数	飼養経営体数	飼養頭数	飼養経営体数	飼養頭数	飼養経営体数	飼養羽数(100羽)	出荷した経営体数	出荷羽数(100羽)
H12	42	1,241	184	3,276	13	X	6	X	1	X
H17	38	1,064	137	2,383	7	X	11	x	1	X
H22	33	963	106	1,780	5	3,016	6	16	-	-

出典：農林業センサス

⑧経営状況（販売農家）

平成22年の農業経営組織別農家数をみると、稲作単一経営が2,223戸と群を抜いて多く、販売があった農家の約80%を占めている。次いで、複合経営が90戸、露地野菜が主位の準単一複合経営63戸、稲作が主位で2位が露地野菜の準単一複合経営54戸、露地野菜の単一経営46戸と多い状況である。

平成22年 農業経営組織別農家数（販売農家）

単位：戸

販売のあった農家	単一経営（主位部門の販売金額が8割以上の経営）															
	計	稲作	麦類作	雑穀・いも類・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他の畜産
2,772	2,400	2,223	1	14	5	46	24	24	13	7	19	18	4	1	1	-

準単一複合経営（主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営）															
計	稲作が主位部門で2位が														
	小計	麦類作	雑穀・いも類・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他の畜産
282	134	3	12	1	54	27	7	5	1	2	19	-	1	1	1

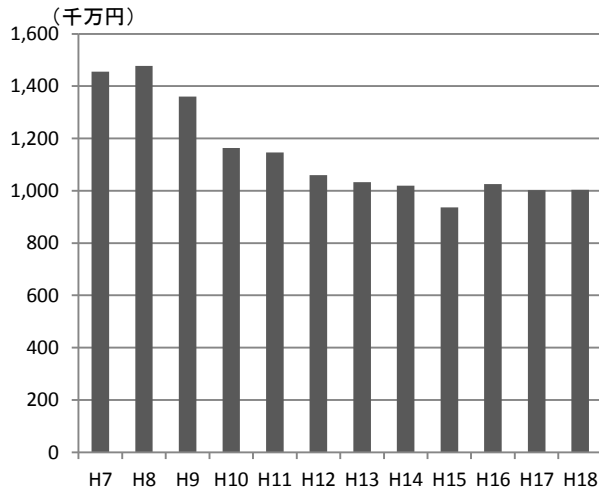
準単一複合経営（主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営）											複合経営(主位部門の販売金額が6割未満の経営)
露地野菜が主位のもの	施設野菜が主位のもの	果樹類が主位のもの	花き・花木が主位のもの	酪農が主位のもの	肉用牛が主位のもの	養鶏が主位のもの	養蚕が主位のもの	その他の畜産が主位のもの	その他		
63	20	12	8	6	20	1	-	-	18		90

出典：農林業センサス

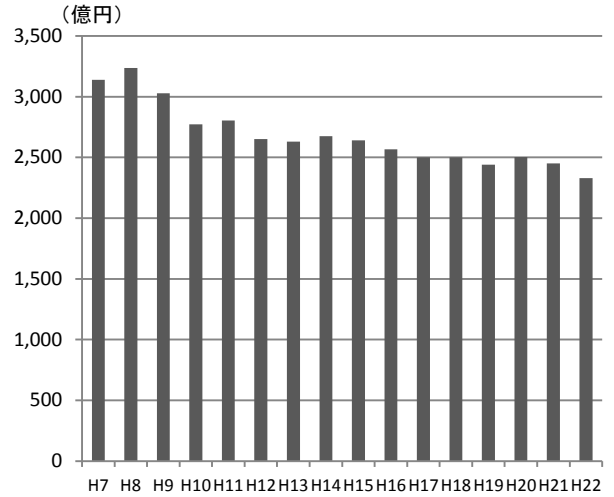
⑨ 農業生産額

本市の農業生産額は、平成8年以降、減少、低迷の傾向にあり、100億円前後の生産額となっている。（平成19年以降は市町村単位の統計がないため、福島県の推移をみると、同様に減少・低迷の傾向にある。）

南相馬市農業生産額



福島県農業生産額

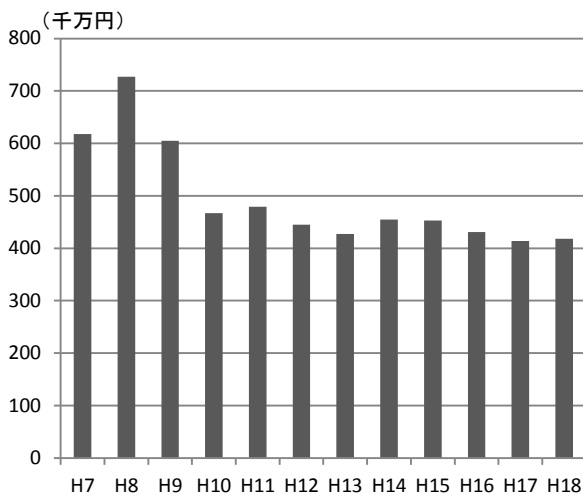


出典：福島県農林水産統計

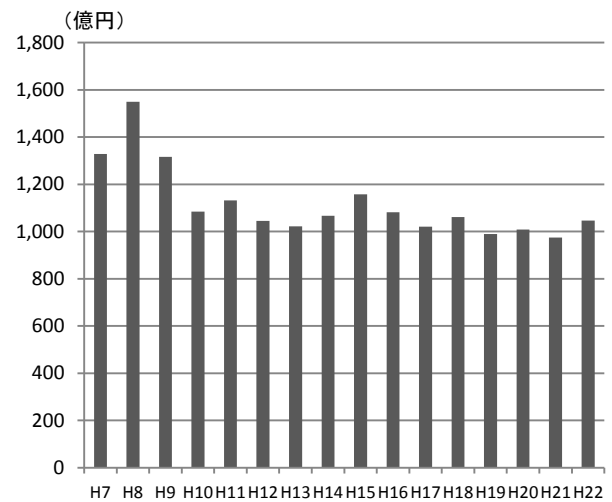
⑩ 農業生産所得

本市の農業生産所得は、平成8年以降、減少、低迷の傾向にあり、40億円台の所得額となっている。（平成19年以降は市町村単位の統計がないため、福島県の推計をみると、同様に低迷の傾向にある。）

南相馬市農業生産所得



福島県農業生産所得



出典：福島県農林水産統計

⑪ 作物の販売状況

平成22年の農産物出荷先別経営体数をみると、農協へ出荷している経営体が2,376経営体と突出して多く、販売があった経営体の約85%が該当する。次いで、消費者への直接販売が480経営体（約17%）、農協以外の集出荷団体が280経営体（約10%）となっている。

平成22年 農産物出荷先別経営体数

単位：経営体

計	販売の なかった 経営体数	販売の あった 実経営体 数	農産物の出荷先別（複数回答）							その他
			農協	農協以外 の集出荷 団体	卸売 市場	小売 業者	食品製 造業・外 食産業	消費 者に直 接販売	イン ター ネッ トに よる 販売	
3,086	280	2,806	2,376	280	217	105	31	480	8	65

出典：農林業センサス

農産物の販売規模別農家数をみると、50万円未満、50～100万円、100～200万円の農家で全体の7割程度を占めている。一方、500万円以上の農家は全体の7～8%となっている。

農産物販売金額規模別農家数（販売農家）

単位：戸

	計	販売 なし	50万 円 未満	50～ 100	100 ～ 200	200 ～ 300	300 ～ 500	500 ～ 700	700 ～ 1,000	1,000 ～ 1,500	1,500 ～ 2,000	2,000 ～ 3,000	3,000 ～ 5,000	5,000 万～ 1億	1～ 3億
H17	3,657	334	780	808	898	345	235	76	71	47	23	26	11	3	-
H22	3,022	250	747	759	674	215	142	68	61	50	20	19	13	3	1

出典：農林業センサス

⑫ 農業の6次産業化の取り組み

平成22年において、農業生産関連事業を行っている経営体数は507経営体で、全経営体数の約16%となっている。事業種別にみると、「消費者に直接販売」が480経営体と最も多く、次いで「農産物の加工」が39経営体となっている。

平成22年 農業生産関連事業を行っている経営体の事業種類別経営体数

単位：経営体

計	農業生産 関連事業 を行って いない 経営体数	農業生産 関連事業 を行って いる実 経営体 数	事業種類別							
			農産物 の加工	消費 者に直 接販 売	貸農 園・ 体験 農園 等	観 光 農 園	農 家 民 宿	農 家 レ ス ト ラン	海 外 へ の 輸 出	そ の 他
3,086	2,579	507	39	480	6	1	7	1	1	7

出典：農林業センサス

農林水産物を使った加工品で本市の特産品として紹介されているものには、漬物、うどん、みそ、菓子、パン等があり、市内外の観光施設や小売店などで販売されている。(ただし、震災以降、市外の農林水産物を使用している加工品もある。)



常磐自動車道サービスエリアには「セデッテかしま」、国道6号沿道には道の駅「野馬追の里」が立地し、道路利用者への休憩の場の提供や本市の観光情報の発信の機能を有するとともに、お土産物や農林水産物の販売が行われている。

原町区や鹿島区には直売所「まちなか広場」「四季彩」があり、地域で獲れた農林水産物などが販売されている。

また、農業・農村体験の場として、農家民宿が市内に6軒あり、農家への宿泊、地場農林水産物を使った食事、各種の農業・自然体験を楽しむことができる。



セデッテかしま



道の駅 野馬追の里



農家民宿(おもてなし料理)

市内の農家民宿（平成27年12月時点）

名称	場所	規模
塔前の家	鹿島区北海老	部屋数2、定員6人
だいちゃん	鹿島区烏崎	部屋数2、定員6人
翠の里	鹿島区南柚木	部屋数3、定員6人
森のふるさと	鹿島区南柚木	部屋数3、定員7人
いちばん星	原町区金沢	部屋数6、定員20人
森林	鹿島区北屋形	部屋数2、定員6人

出典：農政課資料

⑬有害鳥獣被害

本市では、イノシシ、ニホンザル等がエサを求めて農地周辺に現れ、農作物に被害を与えている。隊員を確保して捕獲活動を行っており、平成26年度の有害鳥獣¹⁶の捕獲頭羽数は、イノシシが1,311頭と最も多く、次いでニホンザルが184頭、タヌキが109頭となっている。

平成26年度有害鳥獣捕獲等実施状況

単位：人、頭、羽

	小高区	鹿島区	原町区	計
捕獲隊員数	9	15	15	39
捕獲頭羽数	217	821	661	1,699
イノシシ（狩猟含む）	185	653	473	1,311
ニホンザル	16	88	80	184
カラス	0	40	24	64
タヌキ	9	28	72	109
ハクビシン	7	12	12	31

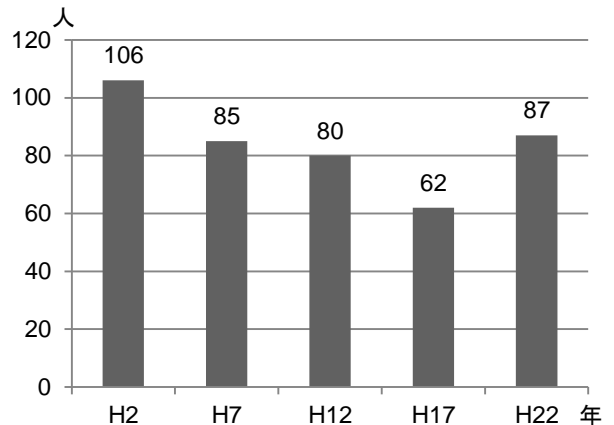
出典：農政課資料

(2) 林業分野

①林業従事者数

本市の林業従事者数は、平成2年から17年の間に44人（約42%）減少した。しかしながら、後継者育成の補助事業を活用したこと等により、平成17年から22年にかけて25人の増加となった。

林業従事者数



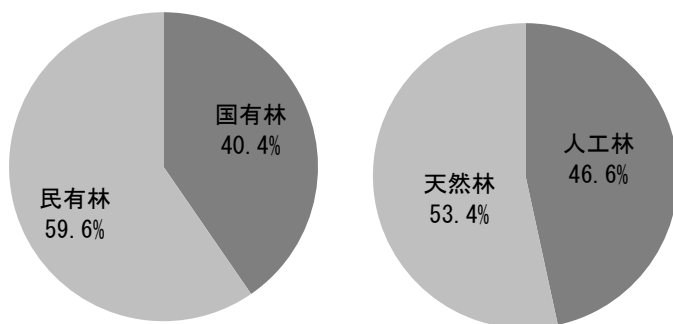
出典：国勢調査

②森林面積

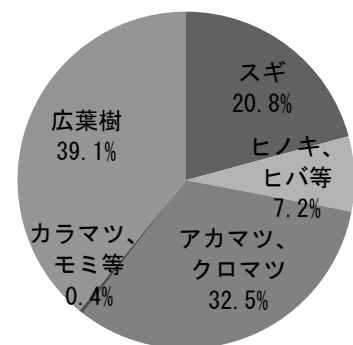
本市の森林面積は、22,030haで本市全面積39,850haの約55%を占めている。森林面積の約60%が民有林、約40%が国有林となっている。そのうち、立木地は21,205haで、天然林が約53%、人工林が約47%となっている。

民有林の樹種をみると、広葉樹が約39%を占めており、次いでアカマツ・クロマツが約33%、スギが約21%となっている。

平成26年森林保有形態別面積



平成26年樹種別森林資源（民有林）



出典：福島県森林・林業統計書

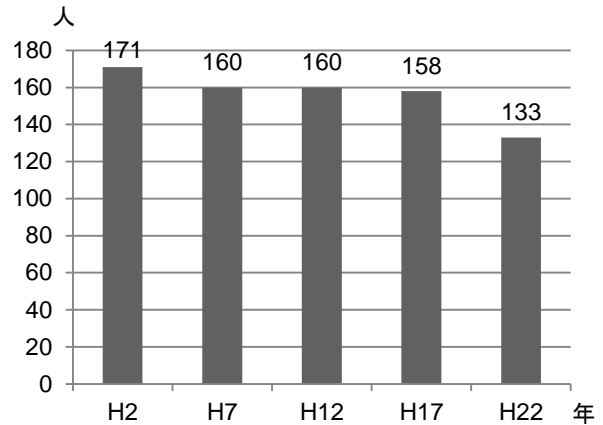
¹⁶ 有害鳥獣：農林水産物や農林水産業に従事する人、生活環境に対して被害を及ぼす鳥類又はほ乳類に属する生物のこと。

(3) 水産業分野

① 漁業従事者数

本市の漁業従事者数は、近年 160 人前後であったが、平成 17 年から 22 年にかけて約 16% 減少し、133 人となっている。

漁業従事者数



出典：国勢調査

② 漁獲量

漁獲量は、近年において 2,000 t 台で推移している。魚種別で見ると、イカナゴが漁獲量の大半を占めている。次いで、シラス、ホッキ貝等のその他の貝類、カレイ類、サケ類が比較的多く漁獲されている。シラスは平成 16 年以降、増加の傾向にある。

魚種別漁獲量

単位：t

	H16	H18	H20	H22
その他のマグロ類	-	1	-	-
サメ類	1	1	-	-
サケ類	151	176	189	116
カタクチイワシ	5	110	207	-
シラス	9	99	287	383
サバ類	3	1	1	-
ブリ類	-	-	1	1
ヒラメ	30	43	83	85
カレイ類	165	268	218	132
マダラ	5	11	9	2
スケソウダラ	1	-	-	-
ニベ・グチ類	1	-	-	-
アナゴ類	1	1	3	2
エイ類	20	28	-	-
スズキ類	9	26	9	9
イカナゴ	1355	1014	1638	1461
フグ類	-	1	-	-
その他の魚類	42	51	74	57
ガザミ類	15	8	16	10
アワビ類	-	-	1	-
その他の貝類	195	175	97	152
その他のイカ類	-	-	33	-
タコ類	112	63	16	81
ナマコ類	1	1	-	-
その他の水産動物類	-	-	3	4
計	2,148	2,081	2,887	2,497

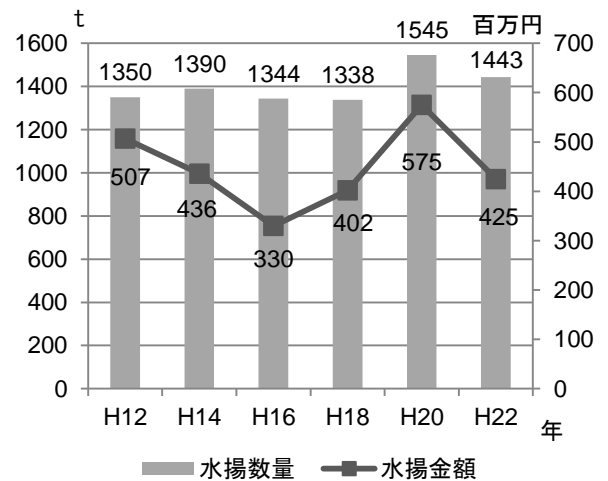
出典：海面漁業生産統計調査

③水揚数量・水揚金額

相馬双葉漁業協同組合鹿島支所の水揚数量は、平成12年から18年までほぼ1,300t台で推移してきたが、平成20年は1,545t、平成22年は1,443tと増加している。

一方、水揚金額は、平成16年まで減少していたが、平成20年にかけて増加し、5億円を超えた。しかしながら、その後は減少に転じた。

水揚数量・水揚金額（相馬双葉漁協鹿島支所分）



出典：福島県海面漁業漁獲高統計

(4) 震災及び原発事故による被災・復旧状況

①農地の津波被害と復旧状況

震災による津波により、沿岸部を中心に、本市の農地の約32%が流失や湛水等の被害を受けた。被害を受けた2,642haの内、平成26年度までに約11%が復旧している。

農地の津波被災状況

単位：ha

平成22年度耕地面積	津波被災面積		
		20km圏外	20km圏内
8,400	2,642 (31.5%)	1,414	1,228

出典：農政課資料

農地の復旧状況（平成28年2月1日時点）

単位：ha

津波被災面積	計	津波被災面積	
		～平成26年度	平成27年度
2,642	424 (16.0%)	279 (10.6%)	145 (5.5%)

出典：農政課資料

②農地等の原発事故被害と除染状況

原発事故により、本市の農地は放射性物質による汚染を受けた。現在、農地や水路の放射性物質の除染が進められており、避難指示区域内の農地は30%、避難指示区域外の農地が88%、水路が100%実施済みである。

農地などの除染状況

区域	区分	実施量	対象数量	実施率
避難指示区域内	農地 (ha)	940	3,100	15%
	水路 (km)	1,494	1,536	93%
避難指示区域外	農地 (ha)	3,701	4,843	59%
	水路 (km)	1,494	1,536	93%

出典：指示区域内は環境省HP平成27年12月31日時点、指示区域外は市農地除染課資料平成28年1月15日時点

③農業生産の再開状況

平成27年度の水稲の作付面積は717haであり、震災前の平成22年度の作付面積5,030haの約14%である。平成26年度の野菜の生産面積は62haであり、震災前の生産面積992haの約6%となっている。

水稲作付再開の状況

単位：戸、ha

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
生産者数	3,063	市内全域が 作付制限	109	158	88	236
作付面積	5,030		15	123	106	729

平成27年は6月1日時点 出典：農政課資料

野菜の生産出荷の状況

単位：戸、ha

年度	H22	H26
生産者数	730	251
生産面積	992	62

出典：農政課資料

④森林の被害

原発事故により営林の制限を受けた森林の面積は、帰宅困難区域で2,391ha、居住制限区域で5,183ha、避難指示解除準備区域で4,636ha、合計で12,210haである。

原発事故により営林の制限を受けた森林の面積

単位：ha

区分	国有林	民有林	合計
帰宅困難区域	2,248	143	2,391
居住制限区域	4,319	864	5,183
避難指示解除準備区域	1,473	3,163	4,636
計	8,040	4,170	12,210

出典：福島県業務資料

⑤漁港の被害と復旧状況

係留施設、輸送施設、航路・泊地等の20施設で約40億円の損害額、漁港海岸では6施設で約54億円の被害があった。相馬双葉漁業協同組合鹿島支所組合員は16名減少、漁船は39隻減少した。施設の被害額は約10億円である。

平成25年度以降、真野川漁港整備事業を実施し、漁港の復旧を推進している。

真野川漁港整備事業

年度	整備内容
平成25年度	漁船保全修理施設
平成26年度	漁具倉庫
平成27年度	水産物鮮度保持施設、水産物荷捌き施設、海水処理施設、作業場、オイルフェンス

出典：市復興事業等進捗状況について

⑥農林水産物の摂取、出荷などの制限

本市及び海洋は、放射能物質による汚染を受けて、農林水産物について摂取、出荷、移動について制限が行われている。

本市の主幹作物である米は、平成27年度産のものについて、避難指示区域外における作付け制限は解除されている。野菜、果実などについては、国、県から摂取や出荷等を差し控えるよう要請されている品目がある。

海面漁業についても、操業自粛を余儀なくされているが、モニタリングの結果、安全性が確認されている魚種もあり、このような魚種に限定し試験操業が行われている。

摂取・出荷等制限のある農林産物等（平成27年12月3日時点）

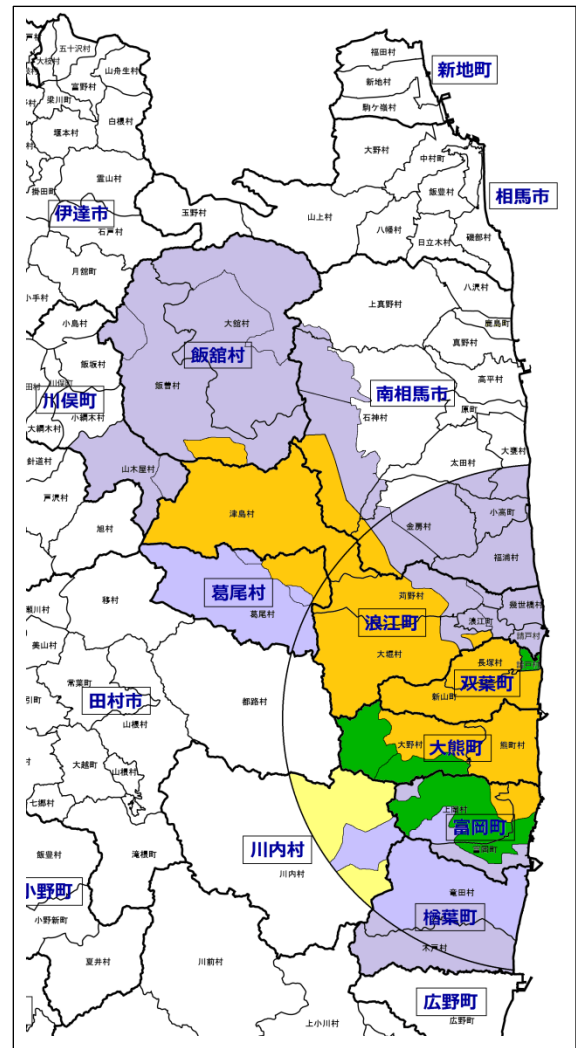
要請内容	区分	品目	該当産出地
摂取制限・ 出荷制限	野菜	非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科花蕾類	市の一部
	きのこ	野生きのこ	市全域
	水産物	ヤマメ（養殖生産を除く）	新田川
出荷制限	野菜	カブ、エゴマ	市の一部
	果実	ユズ	市全域
		ウメ、ビワ、カキ、キウイフルーツ、ギンナン	市の一部
	穀類	クリ	市全域
		大豆、小豆	市の一部
	山菜	たけのこ、こごみ、わらびなど	市全域
	きのこ	原木しいたけ（路地栽培に限る）	市全域
	樹実類	くるみ	市全域
	畜産物	原乳	市の一部
	水産物	ヤマメ（養殖生産を除く）	真野川、太田川
		フナ（養殖生産を除く）、ウグイ	真野川
		アユ（養殖生産を除く）	真野川、新田川
		モクズカニ	真野川本流・支流
	イシガレイ、クロダイ、マコガレイなど	福島県沖	
移動制限	畜産物	牛（12月齢未満のもの及び県方針に基づき管理されるものを除く）	市全域
出荷制限	畜産物	牛（県方針に基づき管理されるものを除く）	市全域

出典：市ホームページ震災関連情報

米の作付けに関する方針

資料：農林水産省ホームページ

- 作付制限
作付・営農は不可。
- 農地保全・試験栽培
除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。
- 作付再開準備
管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。
- 全量生産出荷管理
管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施。もれなく検査（全量管理・全袋検査）し、順次出荷



2 本市の農林水産業の現状と課題（市内全域）

農業者・水産業者アンケート、農林水産業者ヒアリングの結果、市の総合計画、策定委員会などの意見を基に、本市の農林水産業の現状と課題を整理した。

(1) 農林水産業共通

① 担い手の不足

〈農業分野〉

（現状）農業者の高齢化の進行や後継者不足に加えて、震災及び原発事故による作付制限や風評被害等により、営農意欲の低下や市外への避難が続いている。

（課題）新たな担い手の確保、担い手の経営再開の支援や経営強化に向けた研修、知識や経験を有する高齢農業者の活用、担い手を中心とした集落営農体制の確立が求められる。

〈林業分野〉

（現状）森林施業の仕事はあるものの、担い手が不足しており、また、技術の継承が十分でない。

（課題）担い手の確保や技術の継承に向けた研修制度の確立が求められる。

〈水産業分野〉

（現状）真野川漁港の漁業者は担い手となる若い人材はいるが、技術の継承が十分でない。また、鮭増殖や内水面遊漁の従事者は、高齢化の進行や後継者不足にあり、放流や漁場管理といった水産資源を維持する活動の継続が懸念される。

（課題）水産資源を維持するための担い手の確保や技術の継承が求められる。また、経営強化に向けた研修制度の確立が求められる。

② 放射性物質への不安

〈農林水産業分野〉

（現状）放射性物質に対する不安は完全には払拭されておらず、農林水産物の買い控えやレクリエーション活動等の低迷を招いている。

（課題）放射性物質の低減の取組や検査体制の充実、安全性についての科学的知見に基づいた情報発信を推進し、販売・消費を促進させることが求められる。

(2) 農業分野

① 生産基盤整備の遅れ

（現状）小区画の農地等の悪条件のため、生産性が低く、営農に多大な労力を要している地域がある。

（課題）今後、生産基盤の整備を推進するとともに、担い手へ農地を集積・集約化することで、生産性の向上を図ることが求められる。

② 耕作放棄地、有害鳥獣被害の増加

(現状) 震災や原発事故による避難生活、営農休止や離農等で、震災以前より耕作放棄地や有害鳥獣による被害は増加している。

(課題) 農地の荒廃を防止するため、農地の有効活用の推進、有害鳥獣対策の強化が求められる。

③ 農業経営の低迷

(現状) 本市や県の農業生産所得の推移をみると、農産物の価格の低迷、農業資材や原油の価格上昇等により、平成8年以降、減少し伸び悩んでいる。特に、本市では稲作単一経営の農家が大多数を占めているが、長期にわたる米価の低迷等により、厳しい経営となっている。

(課題) 農業所得の向上のために、生産性の向上や農産物の付加価値化、経営スタイルの見直しを図ることが求められる。

④ 基幹作物の生産の縮小

(現状) 本市では、小麦等の麦類、大豆等の豆類、ばれいしょ、トマト、ブロッコリー等の野菜が生産され、県内において主要な産地となっていたが、震災以降、生産量は縮小している。

(課題) 本市の基幹作物の生産の回復、さらには、特色ある産地の育成が求められる。

⑤ 農業の6次産業化・都市農村交流の低迷

(現状) 道の駅やサービスエリア等において農産物や加工商品の販売が行われているが、出品者が少ない、農産物を活用した商品開発が進んでいない状況がみられる。また、震災により、農家民宿は減少し、農業体験メニューは限られている状況にある。

(課題) 6次産業化に向けた人材の育成や取組への支援が求められる。また、農業を介した都市との交流活動の促進が求められる。

(3) 林業分野

① 森林の放射性物質汚染による森林整備などの停滞

(現状) 原発事故により市内の森林が広範囲にわたり放射性物質に汚染され、森林整備や特用林産物の生産活動は停滞している。また、市民は森林散策や山菜狩り等が楽しめない状況である。

(課題) 森林内の放射性物質を低減させ、以前の木材や特用林産物の生産活動や市民レクリエーションを取り戻すことが求められる。

② 森林の公益的機能の低下

(現状) 林業の担い手不足等により手入れの行き届かない森林が増加し、森林の持つ水源かん養¹⁷や山地災害防止等の公益的機能の低下が懸念されている。

(課題) 機械導入等による作業効率の向上等により、森林整備を進め、森林の公益的機能を持続的に発揮させることが求められる。

③ 南相馬産木材の需要の不足

(現状) 震災に伴う復興需要により、南相馬産の木材は主に建築用材やチップ用材として浜通りや中通りに出荷されているが、新たな需要の開拓は進んでいない。

(課題) 自立した林業経営の一助となるように、木材の地産地消など恒常的な需要を創出することが求められる。

(4) 水産業分野

① 水産業経営の低迷

(現状) 燃油価格の上昇、買い換え時期を迎える漁船の価格高騰等に加え、原発事故に伴う沿岸漁業の操業自粛や風評被害等により、水産業経営は一段と厳しい状況に置かれている。

(課題) 低コスト化や漁獲物の付加価値を高める経営が求められる。

② 水産資源の維持・増殖の停滞

(現状) 本市は、震災以前よりサケの増殖が盛んに行われており、震災後も継続的に実施されているが、従事者の高齢化や後継者不足に悩まされている。また、内水面遊漁については、愛好家などのレクリエーション活動を支えていたが、同様に従事者の高齢化や後継者不足に悩まされている。

(課題) 増殖を支える人材の確保・育成、増殖に係わる地域活動の活性化等により、サケやアユ、ヤマメなどの水産資源を維持していくことが求められる。

③ 漁港周辺の賑わいづくりに向けた取組の不足

(現状) 真野川漁港及びその周辺にあったレクリエーション施設等は津波により甚大な被害を受けた。漁港は復旧工事が進められているが、漁港以外の整備については見通しが立っていない。

(課題) 遊漁船の利用者や周辺施設を利用するサーファーなどの人々を漁港に呼び込む仕組みづくりや、漁港に併設した産直施設などの賑わいの場づくりが求められる。

¹⁷ 雨水が森林土壌を通過することにより水質を浄化させたり、森林の土壌が降水を貯留し洪水を緩和するとともに川の流量を安定させたりする機能。

3 本市の農林水産業の現状と課題（避難指示区域）

農業者・水産業者アンケート、農林水産業者ヒアリングの結果、市の総合計画、策定委員会等の意見を基に、避難指示区域特有の現状と課題を整理した。

① 地域農業再開の担い手の不足

（現状）避難の長期化や放射性物質による汚染により風評被害、避難先での就業や子どもの学校教育環境等の面から、青壮年層の農業者や後継予定者の中には、本市への帰還を諦める人もいる。

（課題）限られた担い手による地域農業の再開に対する支援とともに、区域外から新たな担い手を確保することが必要である。また、青壮年層が帰還して携りたいと思える魅力的な農業を推進することが求められる。

② 地域農業の再開に向けた農地や農村環境の維持

（現状）復興組合等が農地の維持管理に努めているが、区域が広大なため荒廃している農地もみられる。加えて、住民が不在であること等により、イノシシやニホンザルなどの有害鳥獣が里に多く現れるようになっている。

（課題）地域農業の再開に向けて、農地・農業用施設等（機械）の保全、有害鳥獣被害の対策が求められる。

③ 農産物の安全性の確保

（現状）一部の農地では実証栽培が行われ、安全性確保に向けた検証が進められている。

（課題）国や県と連携して、農産物の安全性を確保するための技術の普及に努めていくことが求められる。

④ 森林の放射性物質汚染による森林整備などの停滞

（現状）本区域の森林は放射線量が高く、また、避難の長期化等により管理できていないことから、森林の荒廃が著しいところが見られる。

（課題）森林内の放射性物質を低減させ、以前の木材や特用林産物の生産活動や市民レクリエーションを取り戻すことが求められる。また、林道及び作業道は、電力の送電線等の維持管理をしている事業者もあり、森林整備の再開に向けて、施設の保全が求められる。

第1章 第3節
将来像の達成に向けた
再興施策の方向

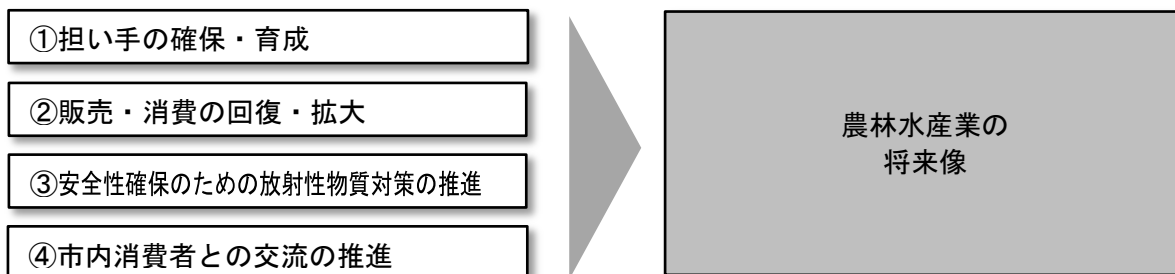
1 再興施策の方向（市内全域）

現状・課題を十分に認識し、各農林水産業者が目指す将来像を達成するため、施策の方向を示し、現時点で考えられる施策を主な施策として例示しているが、今後の経済情勢等を踏まえ、実施すべき施策を的確に捉えながら進めていく。

(1) 農林水産業共通

農林水産業分野の将来像を達成するために、共通する施策である担い手の確保や販売・消費の回復・拡大、農林水産物の安全性確保、市内消費者との交流について、その方向を示す。

再興施策の方向



①担い手の確保・育成

〈農業分野〉

新規就業者の確保

- ・新規の就農者を確保するために、就労関係機関や教育機関等と連携し、就農に必要な情報提供や相談等の取組を推進する。さらに、集落や集落営農組織での受け入れ体制の整備や研修生を受け入れる農業者・農業法人の確保、農業法人等への就職斡旋、経営の準備・確立への支援を図る。
- ・定年帰農¹⁸者の就農を支援するため、情報の提供や技術取得の研修実施等を促進する。

企業の農業参入の推進

- ・企業の農業参入は、担い手が不足している地域などでは参入が期待されることから、貸付可能な農地を調査し、誘致活動を図る。

経営力強化の支援

- ・認定農業者等の担い手の経営の安定・強化を図るため、経営所得安定対策、各種補助制度、融資制度等による支援を推進する。
- ・経営感覚に優れた人材を育成するため、経営の診断・相談や研修、経営の規模拡大や多角化に向けた取り組みの支援を推進する。
- ・農業に従事している女性の能力を今後の農業再興に活かしていくため、女性の経営への参画、女性農業者リーダーの育成、各種役員への女性の登用等を推進する。

農業経営の法人化の支援

¹⁸ 定年帰農：農村出身者が定年退職後に故郷の農村に戻り、農業に従事すること。

- ・農業経営の法人化に向けて、情報の提供、相談・指導体制の充実を図る。

知識・技術向上の支援

- ・生産の知識・技術の向上のため、県やJ Aと連携して、情報の提供や研修の実施等を促進するとともに、農業に関する知識や経験を豊富に有する高齢農業者を熟練農業者であると捉え、高齢農業者から学ぶ機会を創出する。

営農再開への支援

- ・震災及び原発事故により市外に避難した農業者が帰還し営農が再開できるように、行政と地域の農業者が連携して、支援施策の周知や帰還への働きかけを推進する。

〈林業分野〉

新規就業者の確保

- ・新規の林業従事者を確保・育成するため、就労関係機関や教育機関等と連携し、就業に必要な情報提供や相談、就業体験、林業事業体における実地研修の実施を促進する。

経営力強化の支援

- ・特用林産物の生産を振興するために、法人化や協業化等を支援し、経営力の強化を図る。

知識・技術向上の支援

- ・林業従事者の知識・技術の向上のため、研修の実施、森林総合監理士¹⁹、森林施業プランナー²⁰、現場技能者等の養成を促進する。
- ・若手従事者の指導と人手不足の解消のために、市外で活躍する熟練従事者を本市に招聘し、指導会等を開催する。

〈水産業分野〉

知識・技術向上の支援

- ・若手後継者の知識・技術の向上や経営力の強化を図るため、研修の実施、他漁港等との交流、船舶免許や潜水土資格等の取得の支援を推進する。
- ・鮭増殖や内水面遊漁の後継者を確保・育成するため、研修の実施を図る。

経営力強化の支援

- ・担い手の経営の改善・安定を図るため、各種補助制度、融資制度等による支援を行う。

②販売・消費の回復・拡大

〈農林水産業分野〉

安全性に関するPR活動の推進

- ・風評被害により低下した農林水産物のイメージを回復するため、セドッテかしま等において観光PR等と連携して、安全性に関するPR活動や販売促進活動を推進する。
- ・復興支援により構築された他市町村などとのネットワークを活用して、南相馬産の農林水産物の応援者の確保に努める。

¹⁹ 森林総合監理士：森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村、地域の林業関係者などへの技術的支援を的確に実施する者。

²⁰ 森林施業プランナー：森林組合などが森林所有者に間伐などを勧める際に用いる、山の手入れ方法、木材の販売代金、負担見込額などを内容とする森林施業プランを作成できる技術者のこと。

販路開拓の促進

- ・販売の拡大のため、新たな卸売市場の開拓、卸売業者や小売業者、食品企業、飲食企業等との新たな販路の開拓を促進する。

地産地消の推進

- ・地産地消を推進するため、直売所の充実、市内小売店での農林水産物の取扱いの拡充、市内の学校や病院等の給食、農家民宿等の宿泊施設、地元飲食店等での農林水産物の利用等を図る。

農林水産物のポイント制度などの検討

- ・南相馬産の農林水産物の販売を促進するため、商工会議所や商工会等と連携したポイント制度やクーポン制度等の検討を行う。

③安全性確保のための放射性物質対策の推進

〈農業分野〉

放射性物質の吸収抑制対策の実施

- ・農産物への放射性物質の吸収を抑制する対策を徹底する。
- ・浜地域農業再生研究センター等の関係機関と連携して、放射性物質の吸収抑制技術、農業用水のモニタリングや非食用作物（花き等）等の調査・研究を推進する。

ため池の放射性物質低減対策の実施

- ・農地の汚染を防ぐため、ため池における放射性物質の低減対策に努める。

放射性物質の検査・公表の実施

- ・基準を超える米が流通することを防ぐため、全ての米を対象とした全量全袋検査を推進する。
- ・風評被害を払拭するため、農産物の放射性物質検査を推進するとともに、農産物の安全性について、消費者が正しく理解できるように、科学的知見に基づいた情報をわかりやすく開示・発信する。

〈林業分野〉

放射性物質の吸収抑制対策の実施

- ・森林の下刈りや間伐、主伐、造林、樹種転換などの森林整備を実施することで、放射性物質の低減・流出防止を図る。
- ・きのこの栽培施設の整備、安全なきのこ原木やおが粉の確保を促進する。

放射性物質の検査・公表の実施

- ・森林空間の安全性を確保するために、放射線量の測定体制の充実と情報の提供を行う。
- ・風評被害を払拭するため、木材やきのこの放射性物質検査を推進する

〈水産業分野〉

放射性物質の検査・公表の実施

- ・水産物の安全性を確保するために、継続的な放射性物質検査を推進する。
- ・風評被害を払拭するため、水産物の安全性について、消費者が正しく理解できるように、科学的知見に基づいた情報をわかりやすく開示・発信する。

④市内消費者との交流の推進

〈農林水産業分野〉

農林水産業や食の教育の推進

- ・小中学生等を対象に、関係部局と連携し、農業、林業・緑化、漁業の体験を通して、農林水産業や食についての教育を推進する。

生涯学習活動などにおける交流活動の推進

- ・生涯学習活動における農林水産物を使った料理教室の開催、市のイベント等における郷土料理や創作料理の提供等を推進する。
- ・高齢者の生きがいをづくりのため、農業と触れ合う機会を創出する。

(2) 農業分野

農業分野の7つの将来像を達成するために、施設園芸作物や基幹作物、畜産物の生産、農産物の加工・流通、都市農村交流等に係る再興施策の方向を11つの項目に整理して示す。

再興施策の方向

①園芸作物栽培の施設化の促進

②花きや新たな農産物の生産振興

③生産基盤整備の推進

④基幹作物の生産性の向上

⑤肉用牛、乳用牛、豚の生産振興

⑥安全や環境に配慮した農業の推進

⑦農業者が関わる加工・流通の促進

⑧農産物の地域ブランド化の推進

⑨都市消費者との観光・交流の促進

⑩優良農地の保全と耕作放棄地の解消

⑪農村環境・景観の保全・向上

農業の将来像

- 1 施設園芸による
労働集約型の農業
- 2 大規模土地利用型の農業
- 3 高品質・高生産性型の畜産業
- 4 6次産業化型の農業
- 5 南相馬の地域ブランドを構築
する農業
- 6 観光・交流型の農業
- 7 地域の美しい環境・景観を
守り育てる農業

① 園芸作物栽培の施設化の促進

園芸作物栽培の施設化の促進

- ・本市の良好な気候を活かし、農業経営の安定・向上を図るため、園芸作物栽培の施設化、水稻等と施設園芸作物の複合経営を促進する。

施設内環境制御の導入・周年出荷体制の確立

- ・園芸施設の整備にあたっては、養液栽培²¹やICT²²技術等による施設内環境制御などの導入、品目・品種・作型の組み合わせによる周年出荷体制の確立、一層の集約化を目指した取組を促進する。
- ・施設化の推進とあわせ、低コスト・省力化のため、共同の集出荷施設や育苗施設の整備を図る。

② 花きや新たな農産物の生産振興

花きの生産振興

- ・風評被害を受けにくい、非食用農作物である花きや花き種苗の生産を促進する。
- ・トルコギキョウ、コギク、カスミ草等の花きや花き種苗の産地化を目指し、生産者の拡大と安定供給できる体制づくりを図る。また、生産性向上のため、作型の分化、育苗の分業化、多収生産方式の導入等を推進する。

市場の需要が見込める農産物の生産振興

- ・市場の需要が見込めるトマトやブロッコリーなどの農産物について、生産を振興する。
- ・ナタネ等のエネルギー資源作物²³等について、栽培等に向けた支援を行う。

③ 生産基盤整備の推進

農地の大区画化の整備

- ・自然環境や生態系の保全に配慮しながら、農地の大区画化やかんがい排水施設の整備等、農業生産基盤の整備を推進する。
- ・カントリーエレベーター²⁴やライスセンター²⁵の整備を促進する。

④ 基幹作物の生産性の向上

農地の集積・集約化

- ・水稲をはじめとする土地利用型作物の生産の拡大や作業の効率化に向けて、農業委員会やJA、農地中間管理機構等と連携し、地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化を促進する。

低コスト・省力化営農技術の普及

- ・生産の拡大に合わせて、低コスト化・省力化を図るため、機械の大型化や機械化作業体系の確立の支援、米の直播栽培²⁶等の営農技術の普及を推進する。
- ・水稲、麦、大豆は、省力化のため、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を促進する。
- ・出荷の省力化のため、共同集出荷、フレコンバッグやコンテナでの出荷等、出荷の方式や資材の見直しを促進する。

21 養液栽培：土を用いずに液肥で栽培すること。

22 ICT：情報・通信に関する技術の総称。Information and Communication Technology。

23 資源作物：エネルギー源や製品材料とすることを目的に栽培される植物。

24 カントリーエレベーター：稲などの穀物を共同で乾燥・調製し貯蔵する大規模施設。

25 ライスセンター：収穫した米の乾燥、糲摺りなどの調製をするための共同施設。

26 直播栽培：稲の種籾を直接田に播種する栽培方法。慣行栽培で必要な育苗や移植の作業を省略できる。

水田を活用した多様な米、麦、大豆等の生産振興

- ・ 水稻の生産の拡大や労力の分散等に向けて、主食用米、飼料用米など多様化する需要に対応し、生産基盤や営農体制等の条件に応じた品種の組み合わせによる生産を促進する。
- ・ 麦・大豆、ブロッコリー等の基幹作物は、生産拡大のため、水田の汎用耕地化²⁷、栽培の団地化やブロックローテーション²⁸を推進する。併せて、パン用小麦、カット野菜などの実需者²⁹からの需要のある加工・業務用に適した品種等の作付けや本市の気候などに合った栽培技術の指導を推進する。

⑤ 肉用牛、乳用牛、豚の生産振興

優良牛導入や増頭等の支援

- ・ 肉用牛は、優良素牛の導入による増頭、繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制の構築を促進する。
- ・ 乳用牛は、高能力乳用雌牛の導入による牛群能力の向上や牛乳生産の拡大を促進する。

自給飼料確保の支援

- ・ 牛の自給飼料³⁰確保のため、牧草の生産、WCS³¹やトウモロコシなどの作付けを促進する。

耕作放棄地などを活用した放牧の支援

- ・ 耕作放棄地などを活用した肉用牛や乳用牛の放牧を促進する。

養豚における低コスト化・品質向上の促進

- ・ 養豚の経営の再開にあわせ、低コスト化や品質の向上を図るため、優良種豚の効率的な利用等を促進する。

衛生管理対策の促進

- ・ 安全性の確保と近隣への配慮のため、家畜伝染病の発生予防や蔓延防止、悪臭防止に向けた家畜及び畜舎の衛生管理の対策を促進する。

⑥ 安全や環境に配慮した農業の推進

GAP等の普及

- ・ 農産物の安全性向上や自然環境の保全、さらには農業経営の改善や効率化等を図るため、GAP³²の普及を推進する。
- ・ 化学農薬や化学肥料の適正使用や生産履歴記帳³³の指導を推進する。

²⁷ 汎用耕地化：水田の排水路や暗渠排水を整備して地下水位を下げることで、畑としても利用できるようにすること。

²⁸ ブロックローテーション：水田における転作作物の生産性を向上させるため、地域内の水田を数ブロックに区分し、そのブロックごとに集团的に転作し、数年間で地域内のすべてのブロックを循環する生産形態。

²⁹ 実需者：原料として農林水産物を仕入れて加工する事業者などのこと。

³⁰ 自給飼料：自分の畑や借地で栽培して生産・貯蔵した粗飼料のこと。

³¹ WCS：ホールクロップサイレージ。稲発酵粗飼料。

³² GAP：Good Agriculture Practiceの略称。農産物の安全性向上や自然環境の保全、さらには農業経営の改善や効率化などを図るため、各農業者や生産組織などにおいて、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

³³ 生産履歴記帳：農薬や肥料の使用履歴などを記帳したもの。

環境保全型農業等の支援

- ・環境保全型農業³⁴、特別栽培³⁵農作物の生産、有機農業³⁶を推進するため、情報の提供や普及・指導の強化を図る。

耕畜連携の促進

- ・地域内の耕畜連携を促進し、米や野菜などの生産者へのたい肥の供給、飼料作物や敷料³⁷の生産及び畜産業者への供給等を図る。

⑦ 農業者が関わる加工・流通の促進

地場農産物の生産拡大の推進

- ・(株)ゆめサポート南相馬等と連携し、加工・流通に主体的に取り組む農業者の発掘や、食品加工などの事業者、小売店舗等の事業者などとの連携を図り、消費者ニーズを的確に捉えた地場農産物の加工や流通を促進する。
- ・加工・流通に取り組む農業者を育成するため、6次産業化の情報提供、マーケティングなどの研修、加工技術の指導等を促進するとともに、共同で利用できる加工施設の整備を図る。
- ・これまでに開発された商品について、食味やパッケージの改善、販売の工夫など市場に対応した取組に対して支援する。
- ・インターネットを活用した通信販売や、食品加工業者との契約栽培等、独自販路の開拓についての相談や研修等を推進する。
- ・農業者と他業者との異業種交流、加工・流通に係る取組の相談等を執り行うため、支援体制の整備を図る。

⑧ 農産物の地域ブランド化の推進

生産方式や品質規格の統一基準、安定供給体制の整備

- ・県、市、JA、農林水産業者等によりブランド化を推進する体制の整備を図る。
- ・市場調査により地域ブランド化を図る農産物を選出し、農産物のブランドを保証する生産方式や品質規格の統一基準、ブランド名の設定、安定供給体制の整備を図る。
- ・観光PR等と連携して、パンフレットやインターネット、イベント等においてブランド化を図る農産物を、生産者の想い等とともにPRを行う。

⑨ 都市消費者との観光・交流の促進

農家民宿の拡大

- ・田舎暮らしを体験できる農家民宿の拡大とサービスの向上のために、開業の支援や体験プログラム、食事の充実を図る。

³⁴ 環境保全型農業：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

³⁵ 特別栽培：農業が持つ自然循環機能を維持増進するため、科学的に合成された肥料及び農薬の使用量を地域慣行レベルの50%以下で栽培する方法。

³⁶ 有機農業：化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する農業生産方法を用いて行われる農業。

³⁷ 敷料：畜舎に敷く稲わらやおがくず、糞がらなど。

都市・農山漁村交流の拡大

- ・都市と農村の交流を拡大するために、田植えや稲刈り、郷土料理づくり、農村の生活や文化等を体験するプログラムの魅力を向上させるとともに、林業者や水産業者と連携したプログラムの拡充を促進する。特に、都市の子どもの農業・農村体験に向け、農家民宿を中心に教育旅行の受入体制づくりや人材の育成を図る。
- ・都市消費者との観光・交流の拠点となる、観光農園や農家レストランの開設、農産物直売所の充実等を促進する。
- ・市ふるさと回帰支援センターと連携し、農業・農村体験を通じた本市への移住・定住の働きかけを強化する。

⑩ 優良農地の保全と耕作放棄地の解消**地域の農地・担い手に係る計画の策定**

- ・農業者の意向調査、関係者による協議により、今後の地域の担い手や農地利用のあり方などを示す地域の農地・担い手にかかる計画の策定を推進する。
- ・農業委員会やJA等と連携し、地域の中心となる経営体に利用権設定、農作業受委託などによる耕作放棄地を含めた農地の集積・集約化を促進する。

集落営農の組織化

- ・効率的な農地の保全を図るため、地域における農業経営の受け皿として、集落営農の組織化を促進する。

農業復興組合等の活動の支援

- ・農業復興組合等による農地、農業用水路や農道等の荒廃抑制・保全管理の活動を支援する。

⑪ 農村環境・景観の保全・向上**地域住民による農地・農業用施設保全活動の支援**

- ・農村の持つ国土保全や水源涵養等の多面的機能の維持や景観の保全等のため、地域住民による農地や農業用施設の保全活動を促進する。

有害鳥獣被害対策の推進

- ・イノシシ、ニホンザル等の有害鳥獣による被害を抑えるため、捕獲隊による捕獲、個人や地域への被害防止設備の導入、生息環境管理等の対策を促進する。

在来生物保護のための生物調査の推進

- ・在来生物を保護するための生物調査を実施する。

農地防災施設の整備・改修

- ・湛水防除施設³⁸や老朽化したため池、海岸保全施設³⁹等、農地防災施設の整備・改修を推進する。

³⁸ 湛水防除施設：排水条件の悪化した地域での湛水被害を、未然に防止するための排水機、排水樋門、排水路などの施設。

³⁹ 海岸保全施設：海水が陸へ浸入することを防ぐ施設、又は海水で陸が侵食されることを防ぐための施設。

(3) 林業分野

林業分野の4つの将来像を達成するために、森林整備や森林資源の利用、特用林産物の生産に係る再興施策の方向を4つの項目に整理して示す。

再興施策の方向

- ① 森林整備の推進
- ② 作業効率の向上
- ③ 森林資源の利用推進
- ④ 特用林産物の生産振興

将来像

- 1 再生された森林
- 2 集約化・効率化された林業・木材産業
- 3 地産地消などによる林業・木材産業
- 4 安全な特用林産物の生産ができる林業

① 森林整備の推進

間伐、造林や放射性物質低減等の一体的整備の推進

- ・森林の下刈りや間伐、主伐、造林、樹種転換等の森林整備を実施することで、放射性物質の低減・流出防止を図る。
- ・きのこ等の生産の場、自然レクリエーションの場として活用する区域については、放射性物質の低減及び森林整備を優先的に推進する。

民有林の森林整備の支援

- ・民有林の計画的な森林整備を推進するため、森林所有者に対し、補助制度等の情報提供をするとともに森林経営計画⁴⁰の策定を支援する。

② 作業効率の向上

森林施業の集約化の促進

- ・森林施業の集約化・効率化を図るため、森林に係る情報の収集、所有界の明確化、森林施業プランナーの養成等の取組を促進する。その上で、林業事業者への森林施業の長期委託、小規模な森林をまとめた一体的な森林施業の実施、森林所有者に対して施業方法等を事前に提示する提案型集約化施業を図る。

路網整備や高性能機械の導入支援

- ・森林施業を効率的に実施できるように、林道や森林作業道が適切に組み合わせられた路網の整備・維持管理、高性能機械⁴¹の導入及びオペレーターの養成を促進する。

⁴⁰ 森林経営計画：森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画のこと。

⁴¹ 高性能（林業）機械：伐倒、枝払い、玉切り、集積、運搬などの工程のうち、複数工程を処理する車両系機械の総称。

③ 森林資源の利用推進

木材の加工・流通体制の整備

- ・ 建築用材、合板・集成材、製紙、燃料等の需要に適時応え、安定的に供給できる加工・流通体制の整備を図る。

公共事業や住宅建築における地場産材活用の推進

- ・ 市や県が実施する備品を含めた公共建築物建設、公共土木事業での地場産材の活用を推進する。
- ・ 住宅関連業者と連携しつつ、地場産材を活用した住宅建築の普及・拡大を推進する。

木質バイオマス活用の検討・推進

- ・ 間伐材、加工残材等の木質バイオマスについて、製紙原料、発電燃料、建物や園芸施設の暖房におけるボイラーやストーブの燃料などとしての利用拡大を検討し推進する。

④ 特用林産物の生産振興

きのこの栽培施設整備・資材確保の支援

- ・ きのこの生産振興のため、栽培施設の整備、安全なきのこ原木やおが粉等の資材の確保を促進する。
- ・ きのこ原木林の再生のために、広葉樹林の改良やほだ場⁴²の整備を促進する。

(4) 水産業分野

水産業分野の4つの将来像を達成するために、海面漁業や内水面漁業の振興、水産物の加工、都市との交流に係る再興施策の方向を4つの項目に整理して示す。

再興施策の方向

①水産物の品質・付加価値向上

②漁業の協業化

③水産資源の維持・増殖

④水産加工品の開発の促進

⑤都市消費者との交流の促進

将来像

1 高品質・高付加価値化型の漁業

2 協業型の漁業

3 豊かな資源を活かした水産業

4 消費者とつながる水産業

① 水産物の品質・付加価値向上

鮮度保持技術の導入の支援

- ・ 水産物の鮮度・品質の向上に向けて、鮮度保持のための絞め方や保存の技術、流通方法の導入を図る。

⁴² ほだ場：ほだ木を伏せ込んだり、きのこ自体を発生させたりする場所。里山の広葉樹林などが多く利用されている。

水産物の地域ブランド化の推進

- ・地場水産物のブランド化を図るため、常磐物と呼ばれ評価されているカレイ等について、漁業協同組合が中心となって、水産物の規格統一の設定を図る。
- ・観光PR等と連携して、パンフレットやインターネット、イベント等においてブランド化を図る水産物を、漁業者の思いなどとともにPRを推進する。

② 漁業の協業化

協業化の研究・実施の支援

- ・低コスト化や品質向上、資源維持等のために、漁業の協業化について、他地域の取組を参考に漁船や漁具等の共有、協同操業、共同経営等について研究し、実施可能な漁法から段階的に実施することを促進する。

③ 水産資源の維持・増殖

サケや淡水魚の増殖の支援

- ・サケの資源維持・増大のために、真野川等での捕獲、採卵、孵化、放流の増殖事業を支援する。
- ・内水面遊漁の振興のために、アユ、ヤマメなどの淡水魚の種苗を河川に放流する増殖事業を支援する。

ヒラメなどの資源管理の促進

- ・ヒラメなどの持続的利用のため、稚魚の継続的な放流、計画的な漁獲等を共同で実施することを促進する。

④ 水産加工品の開発の促進

水産業者と仲買人等との連携支援

- ・水産物の付加価値向上のため、仲買人等と連携し、サケやコウナゴ、シラス、ホッキ貝、ツブ貝、カスベ、雑魚等を活用した商品の開発を支援する。
- ・道の駅南相馬やセデッテかしまでの販売を契機に、売れ行き等の状況を把握しながら適宜、生産拡大を図る。

⑤ 都市消費者との交流の促進

真野川漁港周辺等の交流拠点整備の支援

- ・都市消費者との交流の拠点として、真野川漁港周辺や河川沿岸に、地場水産物の直売所や食堂等の整備を支援する。

都市・農山漁村交流の拡大

- ・新鮮な水産物の味や漁業の魅力等を伝えるために、漁船を活用した水産業体験や遊漁を促進する。
- ・農家民宿と連携し、新鮮な魚介類や水産加工品を使った料理を提供することを促進する。

2 再興施策の方向（避難指示区域）

避難指示区域においては、地域農業の担い手の確保、農地の保全管理、生産基盤や農業機械等の生産環境の整備等、営農再開に必要な施策を機動的に推進していく。

① 担い手の確保・育成

- ・地域における農地保全・活用の受け皿として、担い手となる集落営農や農業法人への組織化を推進するとともに、農地の集積・集約化を図り、担い手へ農作業受託等による農地の利用促進を図る。
- ・定年帰農者の就農や新規就農者の確保・育成を図るため、情報の提供や技術取得の研修実施等を促進する。
- ・企業の農業参入にあたっては、貸付可能な農地の調査を実施し、誘致活動を図る。
- ・震災及び原発事故により市外に避難した農業者が帰還し営農が再開できるように、行政と関係団体が連携して、支援施策の周知や帰還への働きかけを推進する。

② 除染後農地等の保全管理

- ・農業者が避難しており、除染が完了してからすぐに営農を再開することは困難であるため、再開されるまでの間、農地を管理耕作する組織に対して、農業機械のリースや管理費を支援することにより、除草、緑肥の栽培等による保全管理を推進する。

③ 鳥獣被害対策の強化

- ・長期避難により、捕獲圧が低下しており、里山から生活圏である住宅地にまで侵入してきていることから、捕獲体制の強化を図るとともに、地域ぐるみでの被害防止設備の設置等の取組を支援する。

④ 生産基盤整備の推進

- ・自然環境や生態系の保全に配慮しながら、農地大区画化やかんがい排水施設の整備等、農業生産基盤の整備を推進する。
- ・営農再開に向けた農業機械や農業施設の整備について、各種補助制度、融資制度等による支援を推進する。

⑤ 花きや新たな農産物の生産振興

- ・風評被害を受けにくい、非食用農作物である花きや花き種苗の生産に併せて、ナタネ等のエネルギー資源作物等の栽培について、調査・研究を進めていく。
- ・市場の需要が見込めるトマトやブロッコリー等の農産物について、生産を振興する。

⑥安全性確保のための放射性物質対策の推進

- ・ 浜地域農業再生研究センター等の関係機関と連携して、放射性物質の吸収抑制技術、農業用水のモニタリングや非食用作物（花き等）等の調査・研究を推進する。
- ・ 風評被害を払拭するため、農林水産物の放射性物質検査を推進するとともに、安全性について、消費者が正しく理解できるように、科学的知見に基づいた情報をわかりやすく開示・発信することを推進する。

⑦畜産業の再開への支援

- ・ 畜産業の経営再開に合わせ、家畜の導入支援とともに低コスト化や品質の向上を図るため、優良素牛や種豚の利用等を推進する。また、肉用牛・乳用牛においては、放牧地を確保し、適度な運動をさせることで優良牛の育成を推進する。

⑧ 園芸作物栽培の施設化の促進

- ・ 園芸施設の整備にあたっては、養液栽培やICT技術等による施設内環境制御等の導入、品目・品種・作型の組み合わせによる周年出荷体制の確立、一層の集約化を目指した取組を促進する。

⑨ 森林整備の推進

- ・ 森林の下刈りや間伐、主伐、造林、樹種転換等の森林整備を実施することで、放射性物質の低減・流出防止を図る。
- ・ きのこの生産の場、自然レクリエーションの場として活用する区域については、放射性物質の低減及び森林整備を優先的に推進する。

⑩特用林産物の生産振興

- ・ きのこの生産振興のため、栽培施設の整備、安全なきのこ原木やおが粉等の資材の確保を促進する。
- ・ きのこ原木林の再生のために、広葉樹林の改良やほだ場の整備を促進する。

第2章
アクション
プログラム

アクションプログラム（将来像の実現に向けて）

アクションプログラムでは、「再興施策の方向」及び、その中で示されている「施策」を組み合わせるとともに、具体的な目標を示し、施策の進行管理に努めることにより、将来像の実現を目指す。

1 農林水産業共通

農林水産業全ての将来像（農業分野7、林業分野4、水産業分野4）

指標	現状 (平成 27 年度)	中間目標 (平成 31 年度)	目標 (平成 36 年度)
農業従事者数(人)	1,006	1,146	1,267
認定農業者数(人)	269	307	340
新規就農者数(人)	2	10	20
林業従事者数(人)	167	184	200
漁業従事者数(人)	0	85	95

※農業従事者数については、農林業センサスデータであるため中間目標を平成 32 年度、目標を 37 年度とする。

再興施策の方向 ①担い手の確保・育成

↑ 施策	新規就業者の確保
	企業の農業参入の推進
	経営力強化の支援
	農業経営の法人化の支援
	知識・技術向上の支援
	営農再開への支援

再興施策の方向 ②販売・消費の回復・拡大

↑ 施策	安全性に関するPR活動の推進
	販路開拓の促進
	地産地消の推進
	農林水産物のポイント制度などの検討

再興施策の方向 ③安全性確保のための放射性物質対策の推進

施策	放射性物質の吸収抑制対策の実施
	ため池の放射性物質低減対策の実施
	放射性物質の検査・公表の実施

再興施策の方向 ④市内消費者との交流の推進

施策	農林水産業や食の教育の推進
	生涯学習活動などにおける交流活動の推進

2 農業分野

将来像 1 施設園芸による労働集約型の農業

指標	現状 (平成 27 年度)	中間目標 (平成 31 年度)	目標 (平成 36 年度)
農家数 (戸)	53	68	83

再興施策の方向 ①園芸作物栽培の施設化の促進

施策	施設内環境制御の導入・周年出荷体制の確立
----	----------------------

再興施策の方向 ②花きや新たな農産物の生産振興

施策	花きの生産振興
施策	市場の需要が見込める農産物の生産振興

再興施策の方向 ⑥安全や環境に配慮した農業の促進

施策	GAPなどの普及
	環境保全型農業などの支援

将来像 2 大規模土地利用型の農業

指標	現状 (平成 27 年度)	中間目標 (平成 31 年度)	目標 (平成 36 年度)
農地面積 20ha 以上の 農家数 (戸)	22	89	156

再興施策の方向 ③生産基盤整備の推進



施策	農地の大区画化の整備
-----------	------------

再興施策の方向 ④基幹作物の生産性の向上



施策	農地の集積・集約化
	低コスト・省力化営農技術の普及
	水田を活用した多様な米、麦、大豆などの生産振興

再興施策の方向 ⑥安全や環境に配慮した農業の促進



施策	GAPなどの普及
	環境保全型農業などの支援
	耕畜連携の促進

再興施策の方向 ⑩優良農地の保全と耕作放棄地の解消



施策	地域の農地・担い手に係る計画の策定
-----------	-------------------

将来像3 高品質・高生産性型の畜産業

指標	現状 (平成27年度)	中間目標 (平成31年度)	目標 (平成36年度)
肉用牛飼養頭数(頭)	1,833	1,979	2,126
乳用牛飼養頭数(頭)	176	186	197
豚飼養頭数(頭)	1,781	2,030	2,279

再興施策の方向 ⑤肉用牛・乳用牛・豚の生産振興



施策	優良牛導入や増頭などの支援
	自給飼料確保の支援
	耕作放棄地などを活用した放牧の支援
	養豚における低コスト化・品質向上の促進
	衛生管理対策の促進

再興施策の方向 ⑥安全や環境に配慮した農業の促進



施策	GAPなどの普及
施策	耕畜連携の促進

将来像4 6次産業化型の農業

指標	現状 (平成27年度)	中間目標 (平成31年度)	目標 (平成36年度)
6次産業化商品数(件)	10	14	19

再興施策の方向 ⑦農業者が関わる加工・流通の促進



施策	地場農産物の生産拡大の推進
----	---------------

将来像5 南相馬の地域ブランドを構築する農業

指標	現状 (平成27年度)	中間目標 (平成31年度)	目標 (平成36年度)
ブランド化数(件)	0	3	5

再興施策の方向 ⑧農産物の地域ブランド化の推進



施策	生産方式や品質規格の統一基準、安定供給体制の整備
----	--------------------------

将来像6 観光・交流型の農業

指標	現状 (平成27年度)	中間目標 (平成31年度)	目標 (平成36年度)
農家民宿数(件)	6	8	10
農家民宿利用者数(人)	800	1,000	1,300

再興施策の方向 ⑨都市消費者との交流の促進



施策	農家民宿の拡大
	都市・農山漁村交流の拡大

将来像 7 地域の美しい環境・景観を守り育てる農業

指標	現状 (平成 27 年度)	中間目標 (平成 31 年度)	目標 (平成 36 年度)
農地・農業用施設 保全活動組織数(件)	40	50	60

再興施策の方向 ⑩優良農地の保全と耕作放棄地の解消



施策	地域の農地・担い手に係る計画の策定
	集落営農の組織化
	農業復興組合などの活動の支援

再興施策の方向 ⑪農村環境・景観の保全・向上



施策	地域住民による農地・農業用施設保全活動の支援
	有害鳥獣被害対策の推進
	在来生物保護のための生物調査の推進
	農地防災施設の整備・改修

2 林業分野

将来像 1 再生された森林

指標	現状 (平成 27 年度)	中間目標 (平成 31 年度)	目標 (平成 36 年度)
森林整備面積 (ha)	90	600	1,200

再興施策の方向 ①森林整備の推進



施策	間伐、造林や放射性物質低減などの一体的整備の推進
	民有林の森林整備の支援

将来像2 集約化・効率化された林業

指標	現状 (平成27年度)	中間目標 (平成31年度)	目標 (平成36年度)
機械保有台数(台)	10	12	14

再興施策の方向 ②作業効率の向上



施策	森林施業の集約化の促進
	路網整備や高性能機械の導入支援

将来像3 地産地消などによる林業・木材産業

指標	現状 (平成27年度)	中間目標 (平成31年度)	目標 (平成36年度)
地場産材利用件数(件)累計	7	15	30

再興施策の方向 ③森林資源の利用推進



施策	木材の加工・流通体制の整備
	公共事業や住宅建築における地場産材活用の推進
	木質バイオマス活用の検討・推進

将来像4 安全な特用林産物の生産

指標	現状 (平成27年度)	中間目標 (平成31年度)	目標 (平成36年度)
特用林産物の生産量(kg)	3,000	15,000	27,000

再興施策の方向 ④特用林産物の生産振興



施策	きのこの栽培施設整備・資材確保の支援
-----------	--------------------

3 水産業分野

将来像 1 高品質・高付加価値型の漁業

指標	現状 (平成 27 年度)	中間目標 (平成 31 年度)	目標 (平成 36 年度)
ブランド化数(件)	0	2	4

再興施策の方向 ①水産物の品質・付加価値の向上



施策	鮮度保持技術の導入の支援
	水産物の地域ブランド化の推進

将来像 2 協業型の漁業

指標	現状 (平成 27 年度)	中間目標 (平成 31 年度)	目標 (平成 36 年度)
協業化数(件)	0	1	3

再興施策の方向 ②漁業の協業化



施策	協業化の研究・実施の支援
-----------	--------------

将来像 3 豊かな資源を活かした水産業

指標	現状 (平成 27 年度)	中間目標 (平成 31 年度)	目標 (平成 36 年度)
組合員数(人)	1,084	1,084	1,084

再興施策の方向 ③水産資源の維持・増殖



施策	サケや淡水魚の増殖の支援
	ヒラメなどの資源管理の促進

将来像 4 消費者とつながる水産業

指標	現状 (平成 27 年度)	中間目標 (平成 31 年度)	目標 (平成 36 年度)
交流人口数(人)	0	2,000	3,000

再興施策の方向 ④水産加工品の開発の促進



施策	水産業者と仲買人等との連携支援
----	-----------------

再興施策の方向 ⑤都市消費者との交流の促進



施策	真野川漁港周辺などの交流拠点整備の支援
	都市・農山漁村交流の拡大

参考資料

2 農業者アンケート

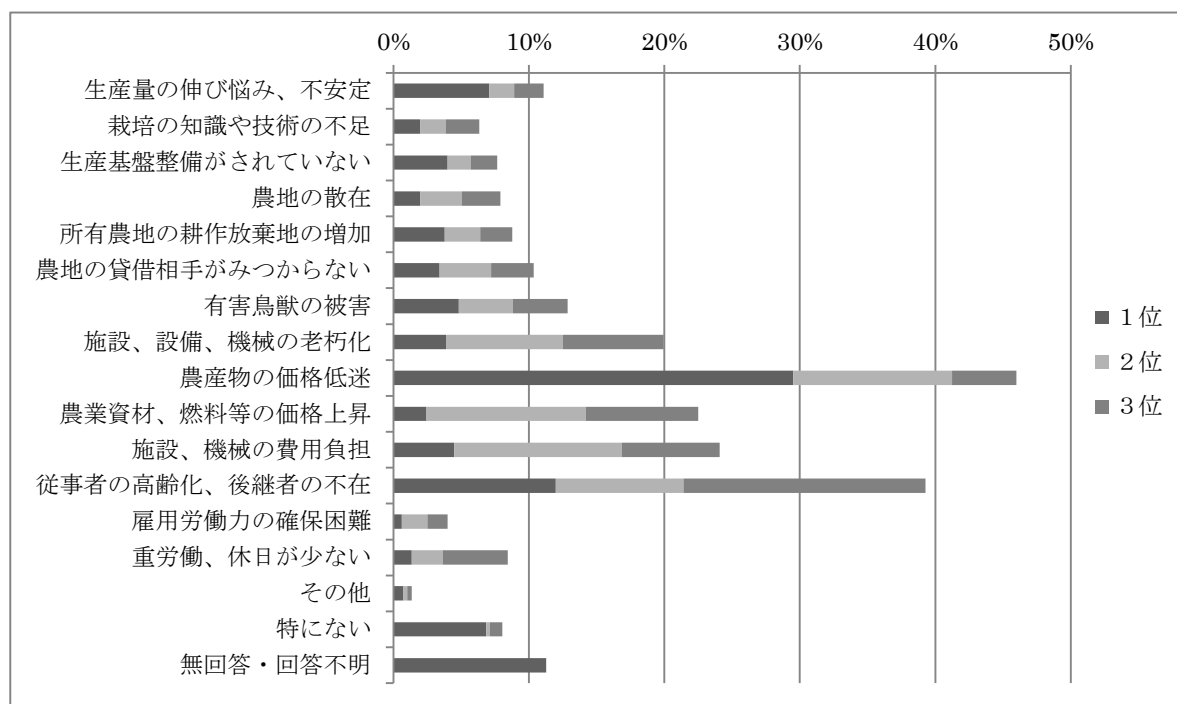
再興プラン策定のための基礎資料として、農業者の方々の経営の問題点や今後の意向を把握するために、アンケート調査を実施した。以下に、主な設問の結果を掲載する。

調査期間：平成27年11月2日～平成27年11月9日

調査対象：農地基本台帳に登録されている農業者（農地所有者含む。）

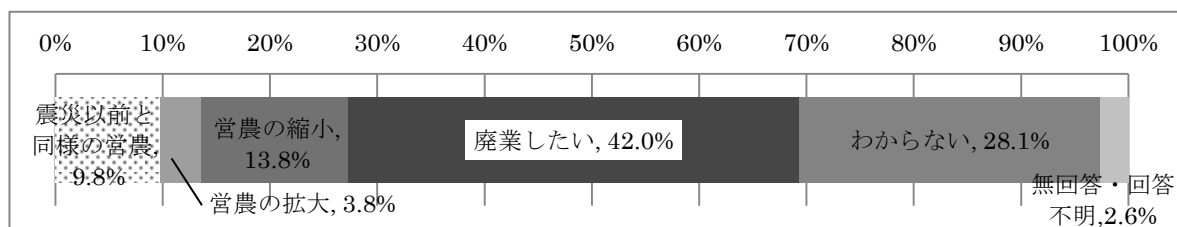
配付数：5,475票 回収数：2,762票（回収率50.4%）

設問 震災以前、営農上どのような問題がありましたか。（特に問題だったことを上位3つまで）



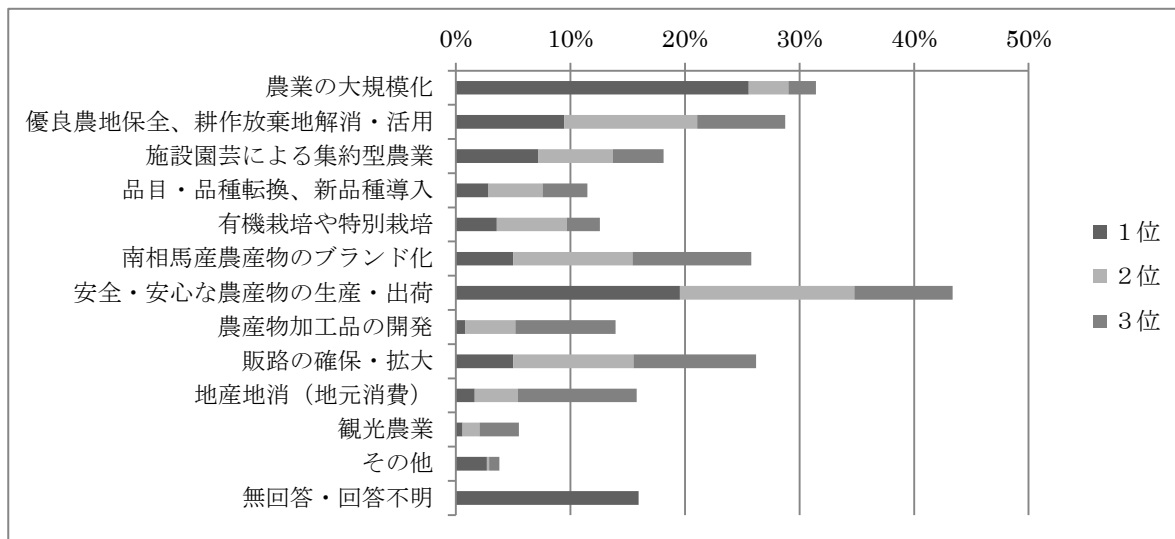
「農産物の価格低迷」が1位及び1・2・3位合計において突出して多い。次いで「従事者の高齢化、後継者の不在」が多くなっている。

設問 今後の営農をどうお考えですか。



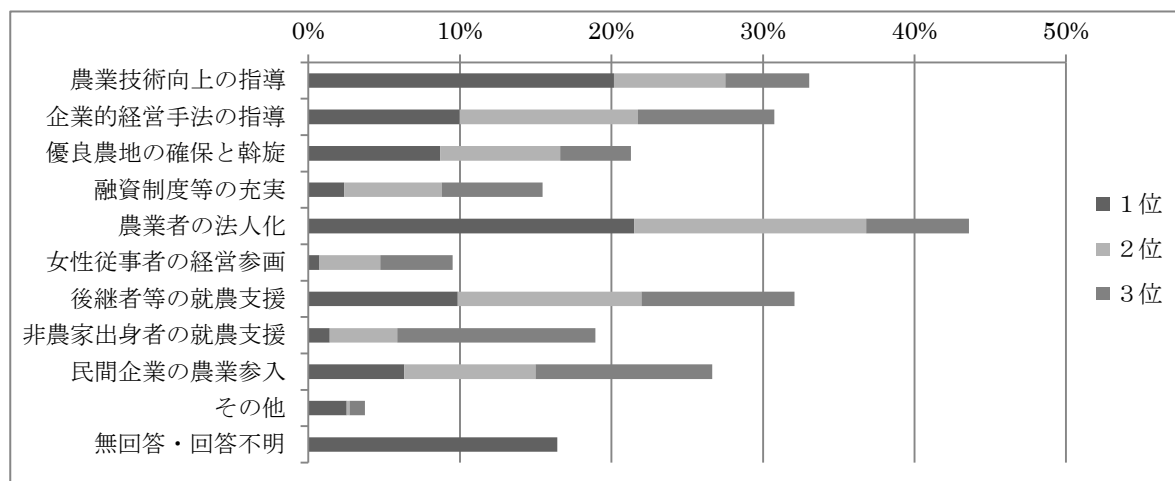
「廃業したい」が42%と最も多い。次いで「わからない」が約28%、「営農の縮小」が約14%となっている。

設問 今後、市全体の農業を再興していくために、どのような取組が必要と思われますか。（重要度の高いものを上位3つまで）



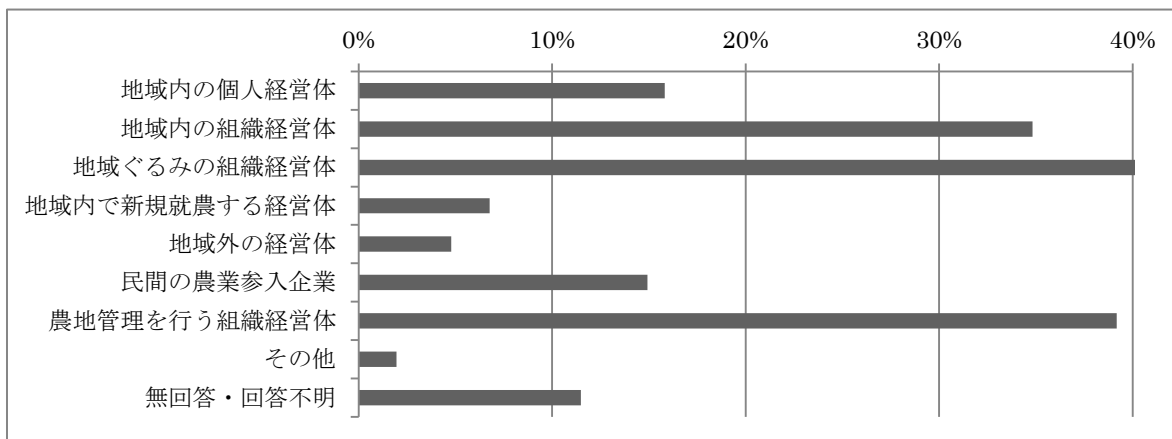
「安全・安心な農産物の生産・出荷」が1位及び1・2・3位合計で最も多い。次いで、1・2・3位合計でみると、「農業の大規模化」「優良農地の保全、耕作放棄地の解消・活用」「販路の確保・拡大」「南相馬産農産物のブランド化」が多くなっている。

設問 農業の担い手を確保・育成していくために、どのような取組が必要でしょうか。（重要度の高いものを上位3つまで）



「農業者の法人化の推進」が1位及び1・2・3位合計で最も多い。次いで1・2・3位合計でみると、「農業技術向上の指導」「後継者やUターン者の就農・営農支援」「企業的経営手法の指導」が多くなっている。

設問 今後、ご自分の地域の農業は、主にだれに担ってほしいですか。（2つまで）



「地域ぐるみの組織経営体（集落営農組織）」「農地管理を行う組織経営体（JA 出資法人、第3セクターなど）」「地域内の組織経営体」が多く選択されている。

3 水産業者アンケート

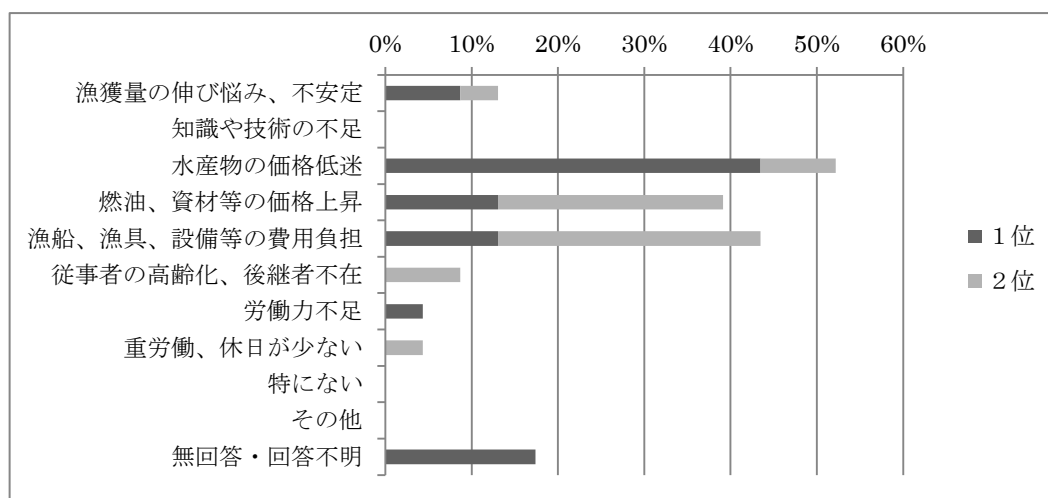
再興プラン策定のための基礎資料として、水産業者の方々の経営の問題点や今後の意向を把握するために、アンケート調査を実施した。以下に、主な設問の結果を掲載する。

調査期間：平成27年10月29日～平成27年11月9日

調査対象：相馬双葉漁協鹿島支所及び請戸支所に所属する組合員60歳未満の漁業者

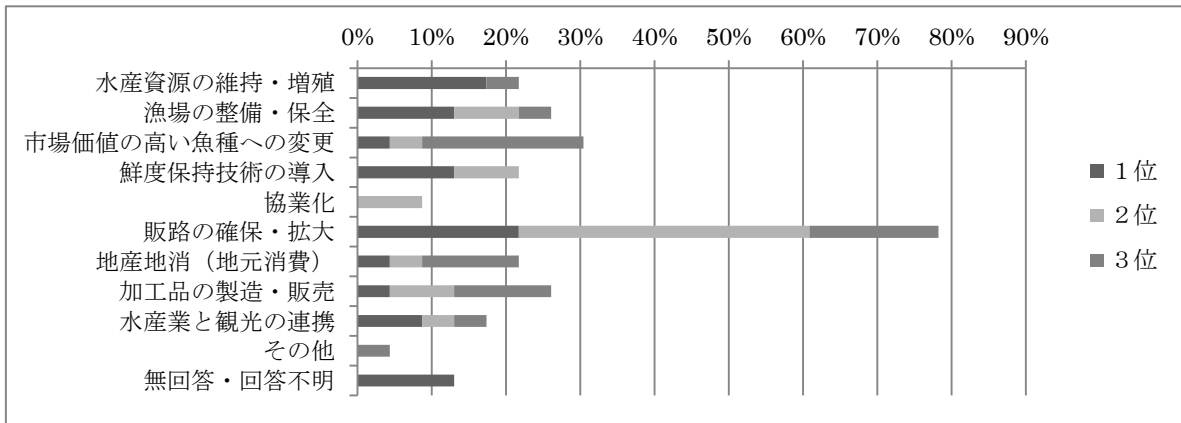
配付数：41票 回収数：23票（回収率56.1%）

設問 震災以前において、水産業従事上、どのような問題がありましたか。（特に問題であったことを2つまで）



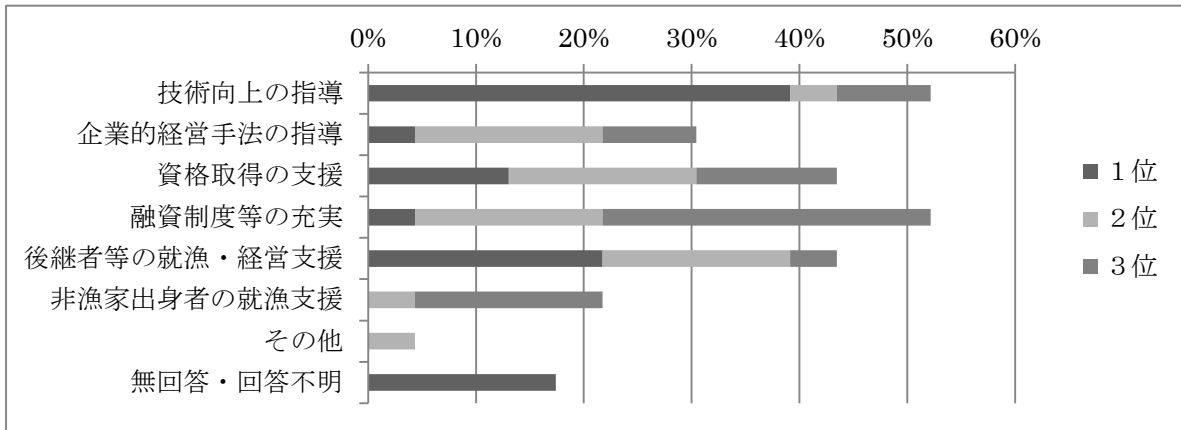
「水産物の価格の低迷」が最も多く、回答者の約44%が1位に挙げている。次いで1位・2位合計で見ると、「漁船、漁具、設備などの費用負担」「燃油、資材などの価格上昇」が多くなっている。

設問 今後、水産業を再興していくために、どのような取組が必要と思われますか。(重要度の高いものを上位3つまで)



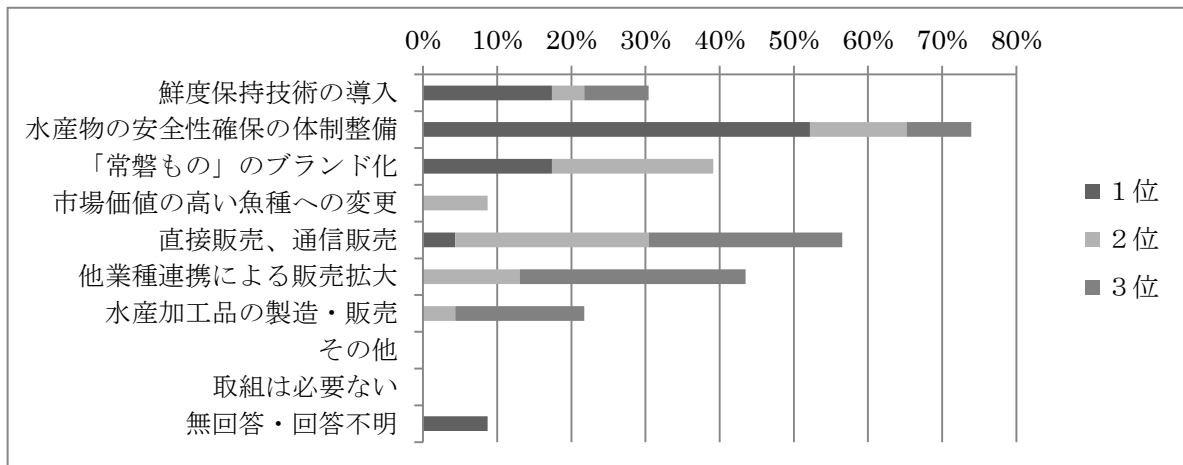
「販路の確保・拡大」が1位、2位、1・2・3位合計のいずれにおいても最も多い。

設問 水産業の担い手を確保・育成していくために、どのような取組が必要でしょうか。(重要度の高いものを上位3つまで)



1・2・3位合計で「技術向上の指導」「融資制度等の充実」が最も多い。

設問 今後、水産物の高品質・高付加価値化を推進するとした場合、どのような取組が必要と思われますか。(重要度の高いものを上位3つまで)



「水産物の安全性確保の体制整備」が1位及び1・2・3位合計で最も多い。次いで1・2・3位合計で「消費者への直接販売、通信販売」が多くなっている。

4 策定体制・経過

南相馬市農林水産業再興プラン策定委員会設置要綱

南相馬市告示第106号

南相馬市農林水産業再興プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 南相馬市復興総合計画を踏まえ、農林水産業の再生及び振興を目指し、南相馬市農林水産業再生プラン(以下「再興プラン」という。)を策定するため、南相馬市農林水産業再興プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、再興プランの策定に当たり、市長に対して助言、提案等を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 認定農業者等
- (4) 商工業関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員会は、必要に応じ委員の一部及び委員以外の者で組織する作業部会を設けることができる。

4 委員会は、必要に応じアドバイザー又はオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱又は任命した日から再興プラン策定の日までの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会議を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 会議は、公開とする。ただし、会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会及び作業部会(以下「委員会等」という。)の庶務は、経済部農政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

南相馬市農林水産業再興プラン策定委員会名簿

区分	所属	役職	氏名	
1	学識経験者	南相馬市復興アドバイザー	-	糸原和代
2	各種団体の関係者	そうま農業協同組合	営農生活担当常務	濱田賢次
3		相馬地方森林組合	代表理事組合長	武澤治平
4		相馬双葉漁業協同組合	理事 鹿島地区代表	松野豊喜
5	認定農業者等	原町区認定農業者	-	林崎修一
6		鹿島区認定農業者	-	西達也
7		小高区認定農業者	-	佐藤良一
8	商工業関係者	原町商工会議所	企画課係長	門馬幸生
9	関係行政機関の職員	東北農政局	地方参事官（震災復興担当）	上崎博資
10		福島県相双農林事務所	農業振興普及部長	安田宏幸
11		福島県相双農林事務所	森林林業部長	佐藤秀樹
12		福島県水産事務所	次長兼漁業振興課長	水野拓治
13	その他市長が認める者	南相馬市	副市長	江口哲郎
14		南相馬農業復興チャレンジ塾	塾生	上田勝義
15		南相馬農業復興チャレンジ塾	塾生	柚原友加津

オブザーバー

区分	所属	役職	氏名	
1	その他市長が認める者	農林中央金庫福島支店	支店長	有田吉弘

南相馬市農林水産業再興プラン策定委員会経過

開催日	協議内容
第1回 平成27年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> 南相馬市農林水産業再興プランの趣旨及び位置づけ 南相馬市復興総合計画の概要 再興プランの策定体制及び策定委員会の役割 再興プラン策定までのスケジュール 南相馬市農林水産業の現状と課題 再興プランの全体像（案） アンケート調査の内容について
第2回 平成27年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> 南相馬市農林水産業の現状と課題及び将来像の確認 南相馬市農林水産業振興プランの点検結果 アンケート調査の内容について
第3回 平成27年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> 再興プラン素案について
第4回 平成27年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> 再興プラン素案について

アンケート調査

調査名	調査期間	対象者	回収数
農業者アンケート	平成27年11月2日～ 平成27年11月9日	農地基本台帳に登録されている農業者（農地所有者含む） 配付：5,475票	2,762票 (回収率50.4%)
水産業者アンケート	平成27年10月29日～ 平成27年11月9日	相馬双葉漁協鹿島支所及び請戸支所に所属する組合員60歳未満の漁業者 配付：41票	23票 (回収率56.1%)

農林水産業者ヒアリング

月日	対象者	人数
平成 27 年 9 月 8 日	林業事業者	1 名
平成 27 年 9 月 8 日	漁業後継者	3 名
平成 27 年 10 月 26 日	水稲及び野菜生産者	1 名
平成 27 年 10 月 27 日	肉用牛（繁殖）生産者	1 名
平成 27 年 10 月 27 日	肉用牛（繁殖及び肥育）生産者	1 名
平成 27 年 10 月 27 日	林業事業者	1 名
平成 27 年 10 月 29 日	水稲及び肉用牛（肥育）生産者	1 名
平成 27 年 10 月 30 日	水稲及び特用林産物生産者	1 名
平成 27 年 11 月 4 日	特用林産物生産者	1 名
平成 27 年 11 月 4 日	特用林産物生産者	1 名
平成 27 年 11 月 10 日	果樹生産者	1 名

南相馬市農林水産業再興プラン作業部会名簿

No.	所 属	役職	氏名	分野
1	そうま農業協同組合	営農企画部補佐	志賀弘紀	農 業
2	相馬地方森林組合	事業部長兼森林整備課長	竹岡秀和	林 業
3	相馬双葉漁業協同組合	鹿島地区担当	阿部真一	水産業
4	相双農林事務所（農業振興普及部）	地域農業振興課長	根本高志	農 業
5	相双農林事務所（森林林業部）	林業課長	木村憲一郎	林 業
6	福島県水産事務所	主査	實松敦之	水産業
7	農林整備課	課長	中目卓	林 業
8	観光交流課	課長	山田利廣	農 業
9	小高区産業建設課	課長	相良裕季	農 業
10	鹿島区産業建設課	課長	上野勝	水産業
11	新エネルギー推進課	課長	志賀俊一	農業

アドバイザー

No.	所 属	役職	氏名	分野
1	福島大学うつくしまふくしま未来支援センター	特任准教授	小松知未	農業

南相馬市農林水産業再興プラン作業部会経過

開催日	協議内容
第 1 回 平成 27 年 9 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・南相馬市農林水産業再興プランの趣旨及び位置づけ ・再興プランの策定体制 ・再興プラン策定までのスケジュール ・農林水産業の問題・課題の洗い出し ・農林水産業の将来像の検討
第 2 回 平成 27 年 9 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の問題・課題の確認 ・農林水産業の将来像の確認 ・将来像を実現する施策の検討
第 3 回 平成 27 年 10 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業者ヒアリングの実施について ・南相馬市農林水産業振興プランの点検結果 ・農業者、水産業者アンケート案の検討
第 4 回 平成 27 年 11 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業者ヒアリングの結果について ・農業者、水産業者アンケートの結果報告とプランへの反映について ・再興プラン素案の検討
第 5 回 平成 27 年 12 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・再興プラン素案の検討 ・アクションプログラムの検討
第 6 回 平成 27 年 12 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・再興プラン素案の確認 ・アクションプログラムの確認